

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長及び拡充
経産02	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
経産03	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
経産04	中小企業者等の法人税率の特例の延長
経産05	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例
経産06	保険会社等の異常危険準備金の延長
経産07	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充
経産08	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
経産09	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
経産10	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の拡充及び延長
経産11	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
経産12	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長及び拡充		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す（数値目標：制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：287億円）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 数値目標は、平成29年8月時点で既に認定を行ったファンドについては実際の組成額をベースに試算。また、当該時点以降については、平成29年度及び平成30年度に10億円規模のファンドを各3件新たに認定すると仮定し、試算しているものであるため、下表にて、平成32年度に達成すべき投資額を試算。

ファンド	(百万円)	組成額	投資可能額	実績		見込		見込		見込		見込	
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
認定1号	1600	1280	0	129	118	516	516	—	—	—	—	—	—
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1243	1243	1243	—	—	—	—	—
認定3号	6200	4960	—	6	772	1394	1394	1394	—	—	—	—	—
認定4号	2000	1600	—	—	0	400	400	400	400	—	—	—	—
認定5号	1800	1440	—	—	522	229	229	229	229	—	—	—	—
認定6号	2000	1600	—	—	249	337	337	337	337	—	—	—	—
認定7号	2025	1620	—	—	—	324	324	324	324	324	—	—	—
認定8号	5000	4000	—	—	—	800	800	800	800	800	—	—	—
認定9号	1820	1456	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—
認定見込10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込13号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	160
認定見込14号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	160
認定見込15号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	160
合計	35945	28756	0	516	3551	6014	6494	5978	3341	2375	480	—	—

※7.8.9号ファンドについては認定日が28年度末であるため、29年を投資開始年に設定。

(出所) 実施状況報告書より経済産業省作成
全体投資可能額28,756百万円－H33・34投資見込額2,855百万円＝約259億円

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数（平成27年度から29年度までの法人税）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

② 過去の適用数（法人税）8件（平成28年度）が前回評価時の将来予測28件とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 認定ファンドの決算後に毎年提出される実施状況報告書において、ベンチャー投資を行ったファンドの有限責任組合員の数を計上。

② 本税制の適用には、無限責任組合員の決算期及びその直後の各有限責任組合員の決算期において株式を保有し続けている必要があるところ、認定4～6号ファンドにおいてはファンド運営の最初の年度であったため、株式の取得時期・有限責任組合員・無

限責任組合員の決算期の相違及び投資金額の大小による制度利用の経営判断により、当該制度を利用した有限責任組合員は少数となった。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数（平成32年度の法人税）が予測されていない。

② 将来の適用数（平成30年度の法人税）について、「投資開始予定の既認定ファンドのLP14社、及び認定予定ファンド2本のLP各5社（既認定ファンドのLP数より推計）を追加し、推計」と説明されているが、「LP14社」及び「LP各5社」の算定根拠（推計の計算式、推計に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 将来の適用数（平成31年度の法人税）について、「認定予定ファンド2本のLP各5社（上記と同様に推計）を追加し、推計。適用LP数については、1～9号ファンドと10～14号ファンドを分けた上で推計」し、「適用LP数（社）＝43社」と算定されているが、「10①適用数」欄の数値「(45)」と異なっており、算定に誤りがある。

【経済産業省の補足説明】

①

年度	H32
ベンチャー企業への投資を行ったLP数（社）	(118)
適用LP数（社）	(52)

適用LP数（社）＝52社
〔81×32%＝26社〕
〔37×70%＝26社〕

② 「既認定ファンドのLP14社」は平成29年度に認定した第10号ファンドのLP数であり、「認定予定ファンドのLP各5社」は以下の計算式のとおり。
20億規模の1～9号ファンドのLP数合計81社より平均利用可能社数9社
10億規模の10号ファンドのLP数7社
10億規模ファンドのLP数を推計するため、9社を半分にした上で、7社との平均を算出すると5社となる。

③ 適用LP43社は45社の誤りのため、訂正を行った。
適用LP数（社）＝45社
〔81×32%＝26社〕
〔27×70%＝19社〕

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、「損金算入額から国税減収額、地方税減収額の算出はそれぞれの年度の税率を使用して算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。

② 過去の減収額（平成28年度及び29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が前回評価時の同年度の将来予測と下記のとおりかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

平成28年度	法人税	法人住民税	法人事業税
過去の減収額	50百万円	6百万円	57百万円
前回評価時の予測	813百万円	18百万円	158百万円
平成29年度	法人税	法人住民税	法人事業税
過去の減収額	182百万円	23百万円	197百万円
前回評価時の予測	430百万円	55百万円	465百万円

【経済産業省の補足説明】

① 計算には以下の数字を使用。(将来については、直近の数値と同じとして推定)

法人税率
 平成27年度23.9%
 平成28年度23.4%
 平成29年度23.2%
 平成30年度23.2%
 平成31年度23.2%

地方税率
 法人住民税の減収額＝法人税 × 12.9%
 法人事業税の減収額＝所得割(収入割)の減収額(特別税含む)＋付加価値割の減収額
 所得割の減収額＝損金算入額×5.7%
 (平成29年度5.5%、平成30年度3.8%)
 地方法人特別税の減収額＝所得割減収額×358.1%
 (平成29年度349.1%、平成30年度219.9%)
 付加価値割の減収額＝損金算入額×0.67%
 (平成29年度、平成30年度0.61%)

② 本税制の適用には、無限責任組員の決算期及びその直後の各有限責任組員の決算期において株式を保有し続けている必要があるところ、認定4～6号ファンドにおいてはファンド運営の最初の年度であったため、株式の取得時期・有限責任組員・無限責任組員の決算期の相違及び投資金額の大小による制度利用の経営判断により、当該制度を利用した有限責任組員は少数となったため、前回評価時の将来予測とかけ離れた。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、減収額の算定基礎である適用額(平成29年度の法人税)について、「損金算入限度額に対する損金算入額の割合」の推計過程が明らかにされていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額(平成32年度の法人税、法人住民税及び法人事業税)が予測されていない。

② 将来の減収額(平成30年度及び31年度の法人税、法人住民税及び法人事業税)について、「損金算入額から国税減収額、地方税減収額の算出はそれぞれの年度の税率を使用して算出」と説明されているが、算定根拠(計算に用いた数値)が明らかにされていない。

③ 将来の適用額(平成31年度の法人税)について、「1～9号ファンドの損金算入額」と「10～12号ファンドの損金算入額」と「12～14号ファンドの損金算入額」の推計の和を合計損金算入額と算定されているが、12号ファンドについて二重に算入されており、算定に誤りがある。

【経済産業省の補足説明】

① () は推計による。(百万円)

年度	H32
新規認定ファンド数	10億規模 (2)
認定ファンド数(累計)	(16)
投資実績額(単年度)	(3118)
投資実績(累計)	(24305)
投資実績額	(3118)
算入限度額	(2350)
損金算入額	(1038)

【平成32年度】

損金算入割合については、周知期間が充分にあったことにより32%で頭打ちと推定。ただし、10～16号ファンドについては既認定ファンドである10号ファンドへのヒアリングにより70%で計算。

1～9号ファンド損金算入限度額 1598百万円
 損金算入額(推計) 1598×32%＝511百万円

10～12号ファンド損金算入限度額 240百万円
 損金算入額(推計) 240×70%＝168百万円

13～16号ファンド損金算入限度額 512百万円
 損金算入額(推計) 512×70%＝358百万円

合計損金算入額(推計) 1038百万円
 合計減収額(国税) 1038百万円×法人税23.2%＝241百万円
 合計減収額(地方税) 164百万円
 法人住民税 国税減収額241百万円×12.9%＝31百万円
 法人事業税 所得割 損金算入額1038百万円×3.8%＝39百万円
 地方法人特別税 所得割39百万円×219.9%＝87百万円
 付加価値割 損金算入額1038百万円×0.61%＝6百万円
 (端数調整により計算が合わない箇所がある)

② 税率は(4) 過去の減収額【補足説明】に記載。
 損金算入額の限度は、下表より推定。

ファンド	(百万円)		実績		実績		実績		見込		見込		見込		見込	
	組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36			
認定1号	1600	1280	0	129	118	218	407	407	—	—	—	—	—			
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1590	1069	1069	—	—	—	—	—			
認定3号	6200	4960	—	6	772	1362	1410	1410	—	—	—	—	—			
認定4号	2000	1600	—	—	0	0	320	320	320	320	320	—	—			
認定5号	1800	1440	—	—	522	200	239	239	239	—	—	—	—			
認定6号	2310	1848	—	—	249	1360	79	79	79	—	—	—	—			
認定7号	2025	1620	—	—	—	856	191	191	191	191	—	—	—			
認定8号	5000	4000	—	—	—	486	878	878	878	878	—	—	—			
認定9号	1820	1456	—	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—			
認定10号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—			
認定見込11号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—			
認定見込12号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—			
認定見込13号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—			
認定見込14号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—			
認定見込15号	1000	800	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—			
認定見込16号	1000	800	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—			
合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320			

※実際の投資開始年度より5年を投資期間と設定

(出所) 実施状況報告書より経済産業省作成。
 各ファンドの投資開始年度より5年間を投資期間と推定し、組成額から一般的な年間運用費である組成額の2割を引いた額を投資可能額とし、投資可能額より毎年提出される実施状況報告書による投資実績を引いた額を、残りの投資年数で除した数を、平成30年度以降の各ファンドの各年度の投資額として算出し、損金算入限度額はその推定投資額に各ファンドの損金算入率を乗し算出している。損金算入率は認定1～9号及び認定見込13～16号ファンドにおいては80%、認定10号及び認定見込11～12号ファンドにおいては50%としている。

③ 「12～14号ファンドの損金算入額」は「13～14号ファンドの損金算入額」の誤りのため、訂正を行った。
【点検結果】
 ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す（数値目標：制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：287億円）に対する過去の効果について、「本税制措置を受ける法人投資家から出資を受けたベンチャーファンドが組成され、専門的な経営ノウハウを有するベンチャーキャピタルから、事業拡張期にあるベンチャー企業への資金・経営ノウハウの提供が行われ、ベンチャー企業の育成が進んでいる」と説明されているが、定量的に把握されていない。
 ② 達成目標（法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す（数値目標：制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：287億円）に対する過去の効果について「本税制措置を受ける法人投資家から出資を受けたベンチャーファンドが組成され、専門的な経営ノウハウを有するベンチャーキャピタルから、事業拡張期にあるベンチャー企業への資金・経営ノウハウの提供が行われ、ベンチャー企業の育成が進んでいる」と説明されているが、過去の適用数2件（平成27年度）及び8件（平成28年度）は、10件未満であり、平成28年度については前回評価時の将来予測28件の半数以下と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、想定外に僅少であることの原因が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

①

ファンド 組成額	(百万円) 投資可能額	実績											
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
認定1号	1600	1280	0	129	118	218	407	407	—	—	—	—	—
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1590	1069	1069	—	—	—	—	—
認定3号	6200	4960	—	6	772	1362	1410	1410	—	—	—	—	—
認定4号	2000	1600	—	0	0	320	320	320	320	320	—	—	—
認定5号	1800	1440	—	—	522	200	239	239	239	—	—	—	—
認定6号	2310	1848	—	—	249	1360	79	79	79	—	—	—	—
認定7号	2025	1620	—	—	856	191	191	191	191	—	—	—	—
認定8号	5000	4000	—	—	486	878	878	878	878	—	—	—	—
認定9号	1820	1456	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—
認定10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込13号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込14号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込15号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—
認定見込16号	1000	800	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—
合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320

※実際の投資開始年度より5年間を投資期間と想定

各ファンドの投資開始年度より5年間を投資期間と推定し、組成額から一般的な年間運用費である組成額の2割を引いた額を投資可能額とし、投資可能額より毎年提出される実施状況報告書による投資実績を引いた額を、残りの投資年数で除した数を、平成30年度以降の各ファンドの各年度の投資額として算出している。

年間投資額（国内）との比較による本税制の効果測定

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
認定ファンド投資額（億円）	—	—	0	5.16	35.51	60.72	(53.64)	(56.84)	(31.18)
国内向け投資金額（億円）	495	718	740	874	1092	1354	(1354)	(1354)	(1354)

(出所) VEC「ベンチャー白書2016」「ベンチャーキャピタル投資動向調査(2017年度速報)」及び実施状況報告書

※（ ）は推計値

※国内向け投資額見込みについては上昇傾向にあるため最新年度の数字を使用

本税制の認定ファンドにより投資のあった企業数

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
投資先企業数（延べ）(社)	14	35	61	(84)	(89)	(49)

(出所) 実施状況報告書より経済産業省作成
 ※（ ）は推計値。
 過年度の投資額と投資先企業数の割合を平均し、その割合を利用し算出。
 $14 \div 5.16 = \text{約} 2.71$
 $35 \div 35.1 = \text{約} 1.00$
 $61 \div 60.72 = \text{約} 1.00$
 三か年平均は $(2.7 + 1.0 + 1.0) \div 3 = \text{約} 1.57$
 H30推計 $53.64 \times 1.57 = 84$ 社
 H31推計 $56.84 \times 1.57 = 89$ 社
 H32推計 $31.18 \times 1.57 = 49$ 社

以上より、本税制措置を受ける法人投資家から出資を受けたベンチャーファンドが組成され、専門的な経営ノウハウを有するベンチャーキャピタルから、事業拡張期にあるベンチャー企業への資金・経営ノウハウの提供が行われ、ベンチャー企業の育成が進んでいると言える。
 ② ①及び(4) 過去の減収額【補足説明】②において説明している。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、僅少な適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す（数値目標：制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：287億円）に対する将来の効果について、「本税制措置を受ける法人投資家から出資を受けたベンチャーファンドが組成され、専門的な経営ノウハウを有するベンチャーキャピタルから、事業拡張期にあるベンチャー企業への資金・経営ノウハウの提供が行われ、ベンチャー企業の育成が進んでいる」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【経済産業省の補足説明】
 ① (6) 過去の効果【補足説明】①において説明している。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長及び拡充
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税6、地方税11(自動運動)) (法人税:義、法人住民税:義、事業税、義)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>本税制措置は、青色申告書を提出する法人(以下「法人投資家」という。)が、産業競争力強化法第17条に規定する特定新事業開拓投資事業計画について、平成31年3月31日までに経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合(以下「認定組合」という。)に出資をし、同組合が同法第2条第5項に規定する新事業開拓事業者(いわゆるベンチャー企業)の株式を取得した場合において、各事業年度終了時における帳簿価額の50%以下(平成28年度以前の認定については80%)の金額を損失準備金として積み立てて、その積み立てた額を損金算入することができるものである。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>本税制措置は、事業拡張期のベンチャー企業への資金供給拡大のため、経営・技術指導を行うベンチャーファンドへ出資する企業に対し税制優遇措置を講ずることで、投資インセンティブを付与するものである。</p> <p>地方において投資ファンドが組成される事例も散見されるものの、地方におけるリスクマネーは依然として停滞している。このため、地方への資金循環を促し、地方におけるエコシステムの構築を図り、地方へのリスクマネー供給を加速化し、地方発の有望ベンチャー企業の創出を図るため、認定ベンチャーファンドの投資先要件など所要の見直しを行うとともに、平成30年度末(平成31年3月31日)に到来する適用期限を2年延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>法人税(租税特別措置法第55条の2、第68条の43の2 租税特別措置法施行令第32条の3 租税特別措置法施行規則第21条の2)</p> <p>地方税第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号</p>
5	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年9月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設 平成29年度 拡充・1年間延長(地方投資促進の観点から地方投資

		要件を追加し、資金的な要件を緩和) 平成30年度 1年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年4月1日～平成32年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。なお、地方経済の活性化、東京一極集中の是正のためには地方におけるリスクマネー供給を促す必要がある。</p> <p>産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日 日本経済再生本部決定)においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。加えて、「第四次産業革命に向けたリスクマネー供給に関する研究会取りまとめ」(2018年6月29日)においても、「今後の課題は、地方のスタートアップを発掘し、資金を循環させ、事業化をサポートするエコシステムの整備」とされている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>経済産業 新陳代謝</p> <p>○日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日)</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>1. 産業の新陳代謝の促進</p> <p>iii)ベンチャー支援</p> <p>○ベンチャー・チャレンジ2020 (平成28年4月19日 日本経済再生本部決定)</p> <p>3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性</p> <p>(2)民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築支援</p> <p>4. 新たな目標設定とPDCAサイクルの構築</p> <p>※ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増とすることを目指す (現状:0.028%(2012-14年の3か年平均)(内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より)</p> <p>○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)</p> <p>Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>iv)「ベンチャー・チャレンジ2020」の実現</p> <p>○第四次産業革命に向けたリスクマネー供給に関する研究会取りまとめ(2018年6月29日)</p> <p>4. リスクマネー供給先</p> <p>(1)有望なスタートアップを生み出す、エコシステムの構築</p>

10	有効性等	②: 政策体系における政策目的の位置付け	経済産業 新陳代謝																	
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。</p> <p>【数値目標】 制度開始後、本制度を活用した投資累計額(平成34年度まで):287億円 ※数値目標の設定について、平成29年8月時点で既に認定を行ったファンドについては実際の組成額をベースに試算。また、当該時点以降については、平成29年度及び平成30年度に10億円規模のファンドを各3件新たに認定すると仮定し、試算。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、事業会社・金融機関等の法人がベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ出資することは、事業拡張期にあるベンチャー企業の市場の獲得、製品・サービスの量産体制の確立、販路の拡大をもたらし、我が国におけるベンチャー企業の育成に寄与する。</p>																	
	①: 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンチャー企業への投資を行ったLP数(社)</td> <td>40</td> <td>68</td> <td>74</td> <td>(98)</td> <td>(108)</td> </tr> <tr> <td>適用LP数(社)</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>(12)</td> <td>(38)</td> <td>(45)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は推計による。</p> <p>○平成27、28年は実績による。 ○投資を行ったLPより税制適用LPを推計する割合は、損金算入額と同様に経年により利用者が増加すると仮定(※損金算入は、投資を実行した年度のファンドの決算期の後に訪れる決算期に初めて可能となり損金算入可能となる時期に差異がある、また、投資案件は年々増加していくため。)し、③減収額の欄に記載する損金算入限度額から損金算入額を推計する割合を使用。</p> <p>【平成29年度】 74×16%=12社 【平成30年度】 投資開始予定の既認定ファンドのLP14社、及び認定予定ファンド2本のLP各5社(既認定ファンドのLP数より推計)を追加し、推計。 74+14+5+5=98社 98×32%=38社 【平成31年度】 認定予定ファンド2本のLP各5社(上記と同様に推計)を追加し、推計。適用LP数については、1~9号ファンドと10~14号ファンドを分けた上で推計。</p>	年度	H27	H28	H29	H30	H31	ベンチャー企業への投資を行ったLP数(社)	40	68	74	(98)	(108)	適用LP数(社)	2	8	(12)	(38)	(45)
年度	H27	H28	H29	H30	H31															
ベンチャー企業への投資を行ったLP数(社)	40	68	74	(98)	(108)															
適用LP数(社)	2	8	(12)	(38)	(45)															

		98+5+5=108社 適用LP数(社)=45社 (81×32%=26社) (27×70%=19社)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	②: 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定ファンド数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td colspan="3">10億規模</td> </tr> <tr> <td>認定ファンド数(累計)</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>(12)</td> <td>(14)</td> </tr> <tr> <td>投資実績額(単年度)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3551</td> <td>6072</td> <td>(5364)</td> <td>(5684)</td> </tr> <tr> <td>投資実績(累計)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>4067</td> <td>10139</td> <td>(15503)</td> <td>(21187)</td> </tr> <tr> <td>算入限度額</td> <td>0</td> <td>413</td> <td>2841</td> <td>4857</td> <td>(4147)</td> <td>(4403)</td> </tr> <tr> <td>損金算入額</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>212</td> <td>(777)</td> <td>(1418)</td> <td>(1598)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は推計による。(百万円)</p> <p>○平成30、31年度は、過去の平均である2ファンドをそれぞれ認定すると仮定。 ○投資実績については以下のとおり推計。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンド</th> <th>組立額</th> <th>投資可能額</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定1号</td> <td>1800</td> <td>1200</td> <td>0</td> <td>129</td> <td>116</td> <td>216</td> <td>407</td> <td>407</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定2号</td> <td>7500</td> <td>6900</td> <td>—</td> <td>381</td> <td>1390</td> <td>1590</td> <td>1069</td> <td>1069</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定3号</td> <td>6200</td> <td>4960</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>772</td> <td>1362</td> <td>1410</td> <td>1410</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定4号</td> <td>2000</td> <td>1600</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定5号</td> <td>1800</td> <td>1440</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>522</td> <td>200</td> <td>239</td> <td>239</td> <td>239</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定6号</td> <td>2310</td> <td>1848</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>249</td> <td>1360</td> <td>79</td> <td>79</td> <td>79</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定7号</td> <td>2025</td> <td>1620</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>856</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定8号</td> <td>5000</td> <td>4000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>486</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定9号</td> <td>1820</td> <td>1456</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定10号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込11号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込12号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込13号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込14号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込15号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込16号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37255</td> <td>29804</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3551</td> <td>6072</td> <td>5364</td> <td>5684</td> <td>3118</td> <td>2800</td> <td>1731</td> <td>640</td> <td>320</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実際の投資開始年度より5年を投資期間と設定</p> <p>○損金算入限度額に対する損金算入額の割合は、平成27年度は4%、平成28年度は8%。 【平成29年度】 経年により利用が増加すると仮定し、その損金算入限度額に対する損金算入額の割合は平成27、28年度の増加傾向より16%と推定。 4857×16% = 777百万円 【平成30年度】 損金算入割合は同様に増加と推定し32%と推定。ただし、10~12号ファンドは既認定ファンドである10号ファンドへのヒアリングにより70%の割合を使用。 1~9号ファンド損金算入限度額 3907百万円 損金算入額(推計) 3907×32%=1250百万円 10~12号ファンド損金算入限度額 240百万円 損金算入額(推計) 240×70%=168百万円 合計損金算入額(推計) 1418百万円</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	新規認定ファンド数	1	2	6	10億規模			認定ファンド数(累計)	1	3	9	10	(12)	(14)	投資実績額(単年度)	0	516	3551	6072	(5364)	(5684)	投資実績(累計)	0	516	4067	10139	(15503)	(21187)	算入限度額	0	413	2841	4857	(4147)	(4403)	損金算入額	0	15	212	(777)	(1418)	(1598)	ファンド	組立額	投資可能額	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込		(百万円)	(百万円)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36		認定1号	1800	1200	0	129	116	216	407	407	—	—	—	—	—	—	認定2号	7500	6900	—	381	1390	1590	1069	1069	—	—	—	—	—	—	認定3号	6200	4960	—	6	772	1362	1410	1410	—	—	—	—	—	—	認定4号	2000	1600	—	0	0	320	320	320	320	320	—	—	—	—	認定5号	1800	1440	—	—	522	200	239	239	239	—	—	—	—	—	認定6号	2310	1848	—	—	249	1360	79	79	79	—	—	—	—	—	認定7号	2025	1620	—	—	—	856	191	191	191	191	—	—	—	—	認定8号	5000	4000	—	—	—	486	878	878	878	878	—	—	—	—	認定9号	1820	1456	—	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—	認定10号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込11号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込12号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込13号	1000	800	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	認定見込14号	1000	800	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	認定見込15号	1000	800	—	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	認定見込16号	1000	800	—	—	—	—	—	—	—	160	160	160	160	—	合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320	—
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
新規認定ファンド数	1	2	6	10億規模																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
認定ファンド数(累計)	1	3	9	10	(12)	(14)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
投資実績額(単年度)	0	516	3551	6072	(5364)	(5684)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
投資実績(累計)	0	516	4067	10139	(15503)	(21187)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
算入限度額	0	413	2841	4857	(4147)	(4403)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
損金算入額	0	15	212	(777)	(1418)	(1598)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ファンド	組立額	投資可能額	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	(百万円)	(百万円)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
認定1号	1800	1200	0	129	116	216	407	407	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定2号	7500	6900	—	381	1390	1590	1069	1069	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定3号	6200	4960	—	6	772	1362	1410	1410	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定4号	2000	1600	—	0	0	320	320	320	320	320	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定5号	1800	1440	—	—	522	200	239	239	239	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定6号	2310	1848	—	—	249	1360	79	79	79	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定7号	2025	1620	—	—	—	856	191	191	191	191	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定8号	5000	4000	—	—	—	486	878	878	878	878	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定9号	1820	1456	—	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定10号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定見込11号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定見込12号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定見込13号	1000	800	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定見込14号	1000	800	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定見込15号	1000	800	—	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
認定見込16号	1000	800	—	—	—	—	—	—	—	160	160	160	160	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

	<p>【平成31年度】 損金算入割合については、周知期間が充分にあったことにより32%で頭打ちと推定。ただし、10～14号ファンドについては既認定ファンドである10号ファンドへのヒアリングにより70%で計算。 1～9号ファンド損金算入限度額 3907百万円 損金算入額(推計) 3907×32%=1250百万円 10～12号ファンド損金算入限度額 240百万円 損金算入額(推計) 240×70%=168百万円 13～14号ファンド損金算入限度額 256百万円 損金算入額(推計) 256×70%=179百万円 合計損金算入額(推計) 1598百万円</p>																																																																																																																																																																																																																																																																										
②: 減収額	<p>(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額【国税】</td> <td>4</td> <td>50</td> <td>(182)</td> <td>(329)</td> <td>(370)</td> </tr> <tr> <td>減収額【地方税】</td> <td>4</td> <td>63</td> <td>(220)</td> <td>(223)</td> <td>(252)</td> </tr> <tr> <td>うち 法人住民税</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>(23)</td> <td>(42)</td> <td>(48)</td> </tr> <tr> <td>うち 法人事業税</td> <td>4</td> <td>57</td> <td>(197)</td> <td>(181)</td> <td>(204)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は推計による。端数調整により計算が合わない箇所がある。</p> <p>○損金算入額から国税減収額、地方税減収額の算出はそれぞれの年度の税率を使用して算出。</p>		H27	H28	H29	H30	H31	減収額【国税】	4	50	(182)	(329)	(370)	減収額【地方税】	4	63	(220)	(223)	(252)	うち 法人住民税	0	6	(23)	(42)	(48)	うち 法人事業税	4	57	(197)	(181)	(204)																																																																																																																																																																																																																																												
	H27	H28	H29	H30	H31																																																																																																																																																																																																																																																																						
減収額【国税】	4	50	(182)	(329)	(370)																																																																																																																																																																																																																																																																						
減収額【地方税】	4	63	(220)	(223)	(252)																																																																																																																																																																																																																																																																						
うち 法人住民税	0	6	(23)	(42)	(48)																																																																																																																																																																																																																																																																						
うち 法人事業税	4	57	(197)	(181)	(204)																																																																																																																																																																																																																																																																						
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本税制措置を受ける法人投資家から出資を受けたベンチャーファンドが組成され、専門的な経営ノウハウを有するベンチャーキャピタルから、事業拡張期にあるベンチャー企業への資金・経営ノウハウの提供が行われ、ベンチャー企業の育成が進んでいる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成29年度末までで投資額合計は10,139百万円であり、目標287億円の約35%を達成、今後の見込みは以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ファンド</th> <th colspan="2">(百万円)</th> <th colspan="4">実績</th> <th colspan="4">見込</th> <th colspan="4">見込</th> </tr> <tr> <th>組成額</th> <th>投資可能額</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定1号</td> <td>1600</td> <td>1280</td> <td>0</td> <td>129</td> <td>118</td> <td>218</td> <td>407</td> <td>407</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定2号</td> <td>7500</td> <td>6000</td> <td>—</td> <td>381</td> <td>1890</td> <td>1590</td> <td>1069</td> <td>1069</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定3号</td> <td>6200</td> <td>4960</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>772</td> <td>1362</td> <td>1410</td> <td>1410</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定4号</td> <td>2000</td> <td>1600</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定5号</td> <td>1800</td> <td>1440</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>522</td> <td>200</td> <td>239</td> <td>239</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定6号</td> <td>2310</td> <td>1848</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>249</td> <td>1360</td> <td>79</td> <td>79</td> <td>79</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定7号</td> <td>2025</td> <td>1620</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>856</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定8号</td> <td>5000</td> <td>4000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>486</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定9号</td> <td>1820</td> <td>1456</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定10号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込11号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込12号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込13号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込14号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込15号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込16号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37255</td> <td>29804</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3551</td> <td>6072</td> <td>5364</td> <td>5684</td> <td>3118</td> <td>2800</td> <td>1731</td> <td>640</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実際の投資開始年度より5年を投資期間と設定</p>	ファンド	(百万円)		実績				見込				見込				組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	認定1号	1600	1280	0	129	118	218	407	407	—	—	—	—	—	認定2号	7500	6000	—	381	1890	1590	1069	1069	—	—	—	—	—	認定3号	6200	4960	—	6	772	1362	1410	1410	—	—	—	—	—	認定4号	2000	1600	—	0	0	320	320	320	320	320	—	—	—	認定5号	1800	1440	—	—	522	200	239	239	—	—	—	—	—	認定6号	2310	1848	—	—	249	1360	79	79	79	—	—	—	—	認定7号	2025	1620	—	—	856	191	191	191	191	—	—	—	—	認定8号	5000	4000	—	—	486	878	878	878	878	—	—	—	—	認定9号	1820	1456	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—	—	認定10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込13号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込14号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込15号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込16号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320
ファンド	(百万円)		実績				見込				見込																																																																																																																																																																																																																																																																
	組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36																																																																																																																																																																																																																																																														
認定1号	1600	1280	0	129	118	218	407	407	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1590	1069	1069	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定3号	6200	4960	—	6	772	1362	1410	1410	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定4号	2000	1600	—	0	0	320	320	320	320	320	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定5号	1800	1440	—	—	522	200	239	239	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定6号	2310	1848	—	—	249	1360	79	79	79	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定7号	2025	1620	—	—	856	191	191	191	191	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定8号	5000	4000	—	—	486	878	878	878	878	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定9号	1820	1456	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込13号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込14号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込15号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込16号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320																																																																																																																																																																																																																																																														

	⑤: 租税減免を是認する理由等	我が国法人が本税制措置を利用して、目利き能力のあるベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへ出資することは、ベンチャー企業の成長、我が国産業における新規事業やイノベーションの創出に資するものであり、有効なものであるといえる。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>法人投資家によるベンチャー投資の促進は、その性質上予算措置で個別に手当てするべきものではない。地域経済の実情を考慮する法律の認定を受けたベンチャーファンドに対する投資に限定した上で、投資家を限定することなく租税特別措置によって実施することは妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>エンジェル税制 個人投資家を対象とする現行のエンジェル税制は、創業後初期のベンチャー企業に対する投資を想定しているものであるが、本税制措置は、主に事業拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じた投資を促進するもの。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、ベンチャー企業が事業を拡大させ成長を遂げることは、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。</p>
12	有識者の見解	特になし。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年9月 H29 経産 02

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（地域経済を牽引する地域中核企業等による未来投資を支援し、地域中核企業による地域の強みを活かした事業拡大を支援することで、地域経済の活性化を図る）から新たな達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る。）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）では、政策目的（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、「地域未来投資促進法」という。）においては、同法により実現しようとする政策目的として、「地域未来投資促進法を活用し3年間で2,000社程度の支援を目指す。」（「未来投資促進戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定））としているため、事前評価書に上記について追記した。</p> <p>② ①のとおり、同法により実現しようとする政策目的として、「地域未来投資促進法を活用し3年間で2,000社に対する支援を行う」（「未来投資促進戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定））としているため、事前評価書に上記について追記した。</p> <p>③ 前回要望時においては、前身となる「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の改正内容について検討中の段階であったところ、平成29年7月31日より地域未来投資促進法が施行されているため、同法により実現しようとする政策目的に合わせて修正を行ったものである。</p> <p>④ 政策目的の実現のため、地域未来投資促進法により、地域経済牽引事業者に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行うこととしており、3年間で2,000社程度の支援を目指すこととしている。当該施策の一つとして、地域未来投資促進税制においては、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業に対して、課税の特例措置によって地域における積極的な投資を促すことを目標としていることから、事前評価書の達成目標を修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（法人税）が定量的に把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進税制の適用を受けるためには、地域未来投資促進法第24条に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があることから、確認実績に基づく推計を行い、事前評価書に追記した。推計方法については別紙参照。</p> <p>② 本制度は、個人事業主への適用を排除していないが、平成29年度における個人事業主による事業についての主務大臣の確認実績がないことから、適用件数は0件とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進税制の適用を受けるためには、地域未来投資促進法第24条に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があることから、確認実績に基づく推計を行い、事前評価書に追記した。推計方法については別紙参照。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が定量的に把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（所得税）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進税制の適用を受けるためには、地域未来投資促進法第24条に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があることから、確認実績に基づく推計を行い、事前評価書に追記した。推計方法については別紙参照。</p> <p>② 本制度は、個人事業主への適用を排除していないが、平成29年度における個人事業主による事業についての主務大臣の確認実績がないことから、適用件数は0件とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進税制の適用を受けるためには、地域未来投資促進法第24条に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があることから、確認実績に基づく推計を行い、事前評価書に追記した。推計方法については別紙参照。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進法では、政策目的である、「3年間で2,000社を支援」の達成のため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域への経済的効果が大きい事業を「地域経済牽引事業」とし、都道府県知事等が承認した地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援している。</p> <p>その中で、地域未来投資促進税制においては、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業に対して、課税の特例措置によって地域における積極的な投資を促すことを目標としている。</p> <p>(2)のとおり、実際の適用数について把握することは困難であるが、平成29年度において88件の事業計画について税制を活用した設備投資が行われていると推計され、地域未来投資促進法の施行後、制度の活用が進みつつあると想定される。</p> <p>このため、「地域経済牽引事業計画の承認件数：869件」及び「課税特例の適用に関する主務大臣の確認件数：363件」については、政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況として適切な指標であると考えます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の効果（地域経済牽引事業計画の承認件数：869件）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進法は、政策目的である、「3年間で2,000社を支援」の達成のため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす事業を「地域経済牽引事業」とし、都道府県知事等が承認した地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援している。</p> <p>その中で、地域未来投資促進税制においては、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業に対して、地域における積極的な投資を促すことを目標としている。</p> <p>また、承認地域経済牽引事業者が希望する支援措置としては、本税制の活用ニーズが最も高まっているところであり、本税制は地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業について設備投資を促進する効果を有し、達成目標の実現に十分に寄与するものである。</p> <p>達成目標に対する将来の効果として、地域経済牽引事業の前提となる、市町村及び都道府県が策定する基本計画について、平成30年7月30日時点で190件の同意を行っているところ、各基本計画に記載された付加価値額創出目標は合計2兆1,657億円となっており、今後策定されるものも含め、地域未来投資促進法を活用した高い付加価値の創出が見込まれている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(別紙)

適用件数及び減収額試算に関する補足資料

地域未来投資促進法施行後一年間（平成29年7月31日～平成30年7月30日）に主務大臣の確認を行った実績を基に推計を行った。

1. 過去の適用数

- 平成29年度（推計値）： $137 \times (0.7 \times 0.4 + 0.6 \times 0.6) = 88$ 件
※平成29年度における確認件数は137件
※当該年度に課税の特例の適用を受ける事業者数を、資本金1億円を超える法人（大企業）については7割、資本金1億円以下の法人（中小企業）については6割と仮定。
※適用を受ける大企業と中小企業の割合を4:6と仮定。

2. 将来の適用数

- 平成30年度（推計値）： $363 \times (0.7 \times 0.4 + 0.6 \times 0.6) = 232$ 件
※施行後1年間における確認件数（363件）を単年度の確認件数と仮定。
- 平成31年度（推計値）： $327 \times (0.7 \times 0.4 + 0.6 \times 0.6) = 209$ 件
※平成31年度における確認件数は平成30年度に比べ1割程度減少すると仮定。
- 平成32年度（推計値）： $294 \times (0.7 \times 0.4 + 0.6 \times 0.6) = 188$ 件
※平成32年度における確認件数は平成31年度に比べ1割程度減少すると仮定。

3. 過去の減収額**(1) 法人税額**

- 平成29年度（推計値）：22億円

(内訳)

①特別償却：5.8億円

大企業 $11.5 \times 5 \times 0.7 \times 0.4 \times 0.234 + 7.4 \times 4 \times 0.7 \times 0.2 \times 0.234 = 4.7$ (億円)
中小企業 $1.5 \times 7 \times 0.6 \times 0.4 \times 0.234 + 2.8 \times 7 \times 0.6 \times 0.2 \times 0.234 = 1.1$ (億円)

②税額控除：15.8億円

大企業 $11.5 \times 45 \times 0.7 \times 0.04 \times 0.7 + 7.4 \times 36 \times 0.7 \times 0.02 \times 0.7 = 12.8$ (億円)
中小企業 $1.5 \times 63 \times 0.6 \times 0.04 \times 0.7 + 2.8 \times 63 \times 0.6 \times 0.02 \times 0.7 = 3.1$ (億円)

※大企業、中小企業の、設備類型ごとの取得額及び取得件数を以下のとおり仮定。

大企業：機械装置・器具備品…11.5億円、50件、建物等…7.4億円、40件

中小企業：機械装置・器具備品…1.5億円、70件、建物等…2.8億円、70件

※特別償却と税額控除について、利用予定割合をそれぞれ1:9と仮定。

※税額控除について、控除限度額の上限から、控除額は税額控除限度額の7割と仮定。

(2) 法人住民税

- 平成29年度（推計値）： $9.0 \times 0.129 \approx 1$ (億円)

※法人税額については、(1) から、大企業の税額控除分を減じる。

(3) 法人事業税

- 平成29年度（推計値）：1億円

外形法人

法人事業税（所得割）： $20.2 \times 0.007 = 0.14$ (億円)

地方法人特別税： $0.14 \times 4.142 = 0.58$ (億円)

付加価値割： $20.2 \times 0.012 = 0.24$ (億円)

外形外法人

法人事業税（所得割）： $4.87 \times 0.067 = 0.33$ (億円)

地方法人特別税： $0.33 \times 0.432 = 0.14$ (億円)

※(1)における特別償却限度額（大企業20.2億円、中小企業4.87億円）の推計額を特例による減収額とし、法人事業税（所得割）、地方法人特別税、法人事業税（付加価値割）それぞれについて、企業規模ごとに算出。

4. 将来の減収額**(1) 法人税**

- 平成30年度（推計値）：57億円

(内訳)

①特別償却：15.0億円

大企業 $11.5 \times 13 \times 0.7 \times 0.4 \times 0.232 + 7.4 \times 10 \times 0.7 \times 0.2 \times 0.232 = 12.1$ (億円)

中小企業 $1.5 \times 18 \times 0.6 \times 0.4 \times 0.232 + 2.8 \times 18 \times 0.6 \times 0.2 \times 0.232 = 2.9$ (億円)

②税額控除：41.5億円

大企業 $11.5 \times 119 \times 0.7 \times 0.04 \times 0.7 + 7.4 \times 92 \times 0.7 \times 0.02 \times 0.7 = 33.5$ (億円)

中小企業 $1.5 \times 165 \times 0.6 \times 0.04 \times 0.7 + 2.8 \times 165 \times 0.6 \times 0.02 \times 0.7 = 8.0$ (億円)

※大企業、中小企業の、設備類型ごとの取得額及び取得件数を以下のとおり仮定。

大企業：機械装置・器具備品…11.5億円、132件、建物等…7.4億円、102件

中小企業：機械装置・器具備品…1.5億円、183件、建物等…2.8億円、183件

- 平成31年度（推計値）：53億円

(内訳)

①特別償却：13.7億円

大企業 $11.5 \times 12 \times 0.7 \times 0.4 \times 0.232 + 7.4 \times 9 \times 0.7 \times 0.2 \times 0.232 = 11.1$ (億円)

中小企業 $1.5 \times 16 \times 0.6 \times 0.4 \times 0.232 + 2.8 \times 16 \times 0.6 \times 0.2 \times 0.232 = 2.6$ (億円)

②税額控除：39.2 億円

大企業 $11.5 \times 11 \times 0.7 \times 0.05 \times 0.8 + 7.4 \times 8 \times 0.7 \times 0.03 \times 0.8 = 4.5$ (億円)
 $11.5 \times 96 \times 0.7 \times 0.04 \times 0.7 + 7.4 \times 75 \times 0.7 \times 0.02 \times 0.7 = 27.1$ (億円)

中小企業 $1.5 \times 15 \times 0.6 \times 0.05 \times 0.8 + 2.8 \times 15 \times 0.6 \times 0.03 \times 0.8 = 1.1$ (億円)
 $1.5 \times 133 \times 0.6 \times 0.04 \times 0.7 + 2.8 \times 133 \times 0.6 \times 0.02 \times 0.7 = 6.5$ (億円)

※設備類型ごとに、取得件数は平成30年度に比べ1割程度減少すると仮定。

※税額控除について、拡充による付加的要件を満たす事業者を1割程度と想定。付加的要件を満たす場合、控除割合を、機械装置・器具備品については5%、建物等については3%とする。また、この場合、控除額は税額控除限度額の8割と仮定する。

・平成32年度（推計値）：48 億円

(内訳)

①特別償却：12.4 億円

大企業 $11.5 \times 11 \times 0.7 \times 0.4 \times 0.232 + 7.4 \times 8 \times 0.7 \times 0.2 \times 0.232 = 10.14$ (億円)
 中小企業 $1.5 \times 14 \times 0.6 \times 0.4 \times 0.232 + 2.8 \times 14 \times 0.6 \times 0.2 \times 0.232 = 2.26$ (億円)

②税額控除：35.3 億円

大企業 $11.5 \times 10 \times 0.7 \times 0.05 \times 0.8 + 7.4 \times 8 \times 0.7 \times 0.03 \times 0.8 = 4.2$ (億円)
 $11.5 \times 86 \times 0.7 \times 0.04 \times 0.7 + 7.4 \times 67 \times 0.7 \times 0.02 \times 0.7 = 24.3$ (億円)

中小企業 $1.5 \times 13 \times 0.6 \times 0.05 \times 0.8 + 2.8 \times 13 \times 0.6 \times 0.03 \times 0.8 = 1.0$ (億円)
 $1.5 \times 120 \times 0.6 \times 0.04 \times 0.7 + 2.8 \times 120 \times 0.6 \times 0.02 \times 0.7 = 5.8$ (億円)

※設備類型ごとに、取得件数は平成31年度に比べ1割程度減少すると仮定。

※税額控除について、拡充による付加的要件を満たす事業者を1割程度と想定。付加的要件を満たす場合、控除割合を、機械装置・器具備品については5%、建物等については3%とする。また、この場合、控除額は税額控除限度額の8割と仮定する。

(2) 法人住民税

・平成30年度（推計値）：23.1×0.129≒3 億円

・平成31年度（推計値）：20.9×0.129≒3 億円

・平成32年度（推計値）：18.9×0.129≒2 億円

※設備類型ごとに、取得件数は毎年度1割程度減少すると仮定。

(3) 法人事業税

・平成30年度（推計値）：4 億円

(内訳)

外形法人（大企業）

法人事業税（所得割）： $52.2 \times 0.007 = 0.37$ (億円)

地方法人特別税： $0.37 \times 4.142 = 1.53$ (億円)

付加価値割： $52.2 \times 0.0120 = 0.63$ (億円)

外形外法人（中小企業）

法人事業税（所得割）： $12.53 \times 0.067 = 0.84$ (億円)

地方法人特別税： $0.84 \times 0.432 = 0.36$ (億円)

※平成30年度特別償却限度額（大企業：52.2 億円、中小企業：12.53 億円）の推計値を特例による減収額とし、法人事業税（所得割）、地方法人特別税、法人事業税（付加価値割）それぞれについて、企業規模ごとに算出。

・平成31年度（推計値）：3 億円

(内訳)

外形法人

法人事業税（所得割）： $48.0 \times 0.007 = 0.34$ (億円)

地方法人特別税： $0.34 \times 4.142 = 1.41$ (億円)

付加価値割： $48.0 \times 0.0120 = 0.58$ (億円)

外形外法人

法人事業税（所得割）： $11.13 \times 0.067 = 0.75$ (億円)

地方法人特別税： $0.75 \times 0.432 = 0.32$ (億円)

※平成31年度特別償却限度額（大企業：48 億円、中小企業：11.13 億円）の推計値を特例による減収額とし、法人事業税（所得割）、地方法人特別税、法人事業税（付加価値割）それぞれについて、企業規模ごとに算出。

※設備類型ごとに、取得件数は平成30年度に比べ1割程度減少すると仮定。

・平成32年度（推計値）：3 億円

(内訳)

外形法人

法人事業税（所得割）： $43.7 \times 0.007 = 0.31$ (億円)

地方法人特別税： $0.31 \times 4.142 = 1.27$ (億円)

付加価値割： $43.7 \times 0.0120 = 0.52$ (億円)

外形外法人

法人事業税（所得割）： $9.74 \times 0.067 = 0.65$ (億円)

地方法人特別税： $0.65 \times 0.432 = 0.28$ (億円)

※平成32年度特別償却限度額（大企業：43.7 億円、中小企業：9.74 億円）を特例による減収額とし、法人事業税（所得割）、地方法人特別税、法人事業税（付加価値割）それぞれについて、企業規模ごとに算出。

※設備類型ごとに、取得件数は平成31年度に比べ1割程度減少すると仮定。 以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税 9、地方税 12(自動連動)) (法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、事業税:義) ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業を行う承認地域経済牽引事業者が、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設・設備を新設・増設した場合に、当該新設・増設に伴い新たに取得等した機械装置・器具備品については取得価額の40%の特別償却又は4%の税額控除、建物及びその附属設備・構築物については取得価額の20%の特別償却又は2%の税額控除ができることとする。ただし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。 《要望の内容》 (1)措置の適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。 (2)付加的な要件として、一定割合以上の賃上げ等に加え、要件を満たす事業者については、税額控除額及び税額控除限度額を深堀りする。 ①税額控除額について、機械装置・器具備品については5%、建物及びその附属設備・構築物については3%とする。 ②税額控除限度額について、上限額を20%から40%に引き上げる。 ※その他、東京一極集中への対応等の動向を踏まえ、所要の措置を検討する。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の4、第42条の11の2、第68条の14の3 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の11の2、第39条の44の3 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項4号、第292条第1項第4号、附則第8条第5項、附則第8条第6項
5	担当部局	経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月

		分析対象期間:平成29年度~32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度 創設
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年4月1日~33年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る。地域未来投資促進法を活用し、当面3年間で2,000社程度の支援を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法)(平成19年法律第40号)第1条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) 3.中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化 (3)新たに講ずべき具体的施策 vi)地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、地域での戦略的取組 地域未来投資促進法を活用し3年間で2,000社程度の支援を目指す。</p> <p>○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定) 第3章 生産性革命 1.中小企業・小規模事業者等の生産性革命 (5)地域中核企業等による地域経済の活性化 地域未来投資促進法を活用し、全国で幅広く地域経済牽引事業が実施されるよう、3年で2,000社程度の支援を目指す。各省連携により、具体的案件を掘り起こし、予算、金融、規制の特例等の支援策について必要な強化を図り、研究開発、設備投資など、地域経済牽引事業を集中的・効果的に支援する。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>中小企業・地域経済 地域産業</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 政策目的を達成するため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行い、当面3年間で2,000社程度の支援を目指す。地域未来投資促進税制においては、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業に対して、課税の特例措置によって地域における積極的な投資を促</p>

			す。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域経済を牽引する事業者による積極的な設備投資等を促すことを通じて、地域経済の活性化に寄与する。
10	有効性等	①: 適用数	○適用件数 ＜法人税＞ 平成29年度(推計値):88件(※) 平成30年度(推計値):232件(※) 平成31年度(推計値):209件(※) 平成32年度(推計値):188件(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。 ＜所得税＞ 平成29年度(推計値):0件(※) 平成30年度(推計値):0件(※) 平成31年度(推計値):0件(※) 平成32年度(推計値):0件(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。 (参考)地域未来投資促進法の施行状況 都道府県及び市町村が策定した計画への同意件数:190件(平成30年7月30日まで) 地域経済牽引事業計画の承認件数:869件(平成30年8月3日まで) 課税特例の適用に関する主務大臣の確認件数:363件(平成30年7月30日まで)
		②: 適用額	○適用額 ＜法人税＞ 平成29年度(推計値):784億円(※) 平成30年度(推計値):2,063億円(※) 平成31年度(推計値):1,857億円(※) 平成32年度(推計値):1,671億円(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。 ＜所得税＞ 平成29年度(推計値):0件(※) 平成30年度(推計値):0件(※) 平成31年度(推計値):0件(※) 平成32年度(推計値):0件(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。

		③: 減収額	○減収額 ＜法人税＞ 平成29年度(推計値):22億円(※) 平成30年度(推計値):57億円(※) 平成31年度(推計値):53億円(※) 平成32年度(推計値):48億円(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。 ＜法人住民税＞ 平成29年度(推計値):1億円(※) 平成30年度(推計値):3億円(※) 平成31年度(推計値):3億円(※) 平成32年度(推計値):2億円(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。 ＜法人事業税＞ 平成29年度(推計値):1億円(※) 平成30年度(推計値):4億円(※) 平成31年度(推計値):3億円(※) 平成32年度(推計値):3億円(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域経済牽引事業計画の承認件数:869件(平成30年8月3日まで) 課税特例の適用に関する主務大臣の確認件数:363件(平成30年7月30日まで) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 承認地域経済牽引事業者の希望する支援措置としては、地域未来投資促進税制の活用へのニーズが最も高い。地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについての主務大臣の確認件数は、平成30年7月30日時点で363件となっている。
		⑤: 税収減を是認する理由等	施行日(平成29年7月31日)から平成30年7月30日までに、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受け、課税の特例措置の対象となる承認地域経済牽引事業は363件であり、地域における投資が進みつつある。本税制を延長するとともに、賃上げ等を実現しつつ、地域経済を牽引する企業について支援を強化することにより、地域の成長発展の基盤の更なる強化が見込まれる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	地方公共団体が基本計画を策定し、これに沿った地域経済牽引事業計画に基づく、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業について課税の特例措置を講じることは、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援

		するための措置」として妥当である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和などの政策手段を講じて集中的な支援を行うこととしている。具体的な支援措置としては、本税制のほか、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、日本政策金融公庫による融資制度等を設けている。</p> <p>地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置は、財政力指数が一定未満の地方公共団体が地方税(固定資産税、不動産取得税)について課税免除等の措置をした場合に、その減収額の一部を補填するものである。また、地域の中小企業・小規模事業者の取組を支援するため、日本政策金融公庫において融資制度を創設したものであり、支援対象及び手法が異なっている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに沿った地域経済牽引事業計画に基づく、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業について課税の特例措置を講じるものであり、本税制を活用することによって本税制を活用することによって、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業に関する設備投資が促されることから、地方公共団体が協力する相当性を有する。</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 経産 16)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 所期の達成目標（「石油及び天然ガスの自主開発比率を2030年までに40%以上に引き上げる」、「自主開発鉱石（銅鉱石）の輸入を推進する（2030年までに自給率80%）」及び「自主開発鉱石（鉄鉱石）の輸入を推進する（2030年までに自給率80%）」から新たな達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

- 【経済産業省の補足説明】
- ① 達成目標については、鉱種ごとに、達成すべき水準（目標値）が異なることから、「政策の達成目標」欄については、「我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る」という記載にとどめ、「政策目標の達成状況」欄において、鉱種ごとの達成すべき水準（目標値）を定量的に記載することとしていたが、御指摘を踏まえ、「政策の達成目標」欄に追記する。
- なお、鉱種ごとの達成すべき水準（目標値）は、以下のとおり。
- （石油・天然ガス）
我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。
（非鉄金属）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。）
（ウラン）
我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。
（鉄鉱石）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。
（石炭）
我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す。
- ② 達成目標については、鉱種ごとに、達成すべき時期（目標達成時期）が異なることから、「政策の達成目標」欄については、「我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る」という記載にとどめ、「政策目標の達成状況」欄において、鉱種ごとの達成すべき時期（目標達成時期）を定量的に記載することとしていたが、御指摘を踏まえ、「政策の達成目標」欄に追記する。
- なお、鉱種ごとの達成すべき時期（目標達成時期）は、以下のとおり。
- （石油・天然ガス）

- 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。
（非鉄金属）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。）
（ウラン）
我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。
（鉄鉱石）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。
（石炭）
我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す。
- ③ 達成目標については、鉱種ごとに、達成すべき水準（目標値）及び達成すべき時期（目標達成時期）が異なることから、「政策の達成目標」欄については、「我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る」という記載にとどめ、「政策目標の達成状況」欄において、鉱種ごとの達成すべき水準（目標値）及び達成すべき時期（目標達成時期）を定量的に記載することとした。
- なお、鉱種ごとの達成すべき水準（目標値）及び達成すべき時期（目標達成時期）は、以下のとおり所期の達成目標から変更はない。
- また、
（石油・天然ガス）
我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。
（非鉄金属）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。）
（ウラン）
我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。
（鉄鉱石）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。
（石炭）
我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す。
- なお、鉱物資源（レアメタル）の自給率に関する定量目標については、安定供給確保に支障があることからエネルギー基本計画の改定に合わせて廃止された。なお、実績についても同様の理由から、従前より非公開としている。
- ウラン、鉄鉱石、石炭については、前回までは、要望書のみに記載していたが、今回から事前評価書にも記載するようにした。なお、石炭については、エネルギー基本計画の改定に伴い、目標年次（2030年）を追加している。
- 【点検結果】
- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「ウラン鉱山の自主開発比率を高める」との説明では、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、目標達成時期が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税及び個人住民税）が税目ごとに把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 所得税及び個人住民税の評価は義務対象ではないものの、本特例措置の効果を検証するため、可能な限り把握に努めている。しかし、有価証券報告書等の情報から鉱業を行っている者を一定程度把握できる法人と異なり、個人に対しては鉱業を行っている端緒を把握することが困難であることから、法人と同様なアンケートの実施等による過去の適用数の把握は困難である。そのため国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目により適用数等を把握することとしている。他方、政策評価を実施した期間において当該資料に本特別措置の適用数等は記載されていないことから標本調査において集計できないほど僅少であり、今後も同様の傾向であると評価している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税及び個人住民税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成31年度から33年度までの法人税（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）について、「前3年度の平均値（推計）」と説明され、平成31年度から順に「34、36、35」と算定されているが、正しくは「32、33、33」ではないか。また、将来の適用数（平成32年度及び33年度の法人税（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費）について、「前3年度の平均値（推計）」と説明され、32年度から順に「24、24」と算定されているが、正しくは「22、22」ではないか。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 所得税及び個人住民税の評価は義務対象ではないものの、本特例措置の効果を検証するため、可能な限り把握に努めている。しかし、有価証券報告書等の情報から鉱業を行っている者を一定程度把握できる法人と異なり、個人に対しては鉱業を行っている端緒を把握することが困難であることから、法人と同様なアンケートの実施等による将来の適用数の把握は困難である。そのため国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目により適用数等を把握することとしている。他方、政策評価を実施した期間において当該資料に本特別措置の適用数等は記載されていないことから標本調査において集計できないほど僅少であり、今後も同様の傾向であると評価している。</p> <p>② 将来の適用数（平成31年度から33年度までの法人税（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）については、事業者からの聞き取り調査により、国内鉱業者に準ずるものの要件見直しにより、新たに2社が海外探鉱準備金を利用できるようになると仮定し、前3年度の平均値（推計）に、拡充分として2件を加えている。具体的な考え方は、以下のとおり。</p> <p>平成31年度：（平成28年度から30年度の平均値）32.4件＋拡充効果2件＝34.4件 平成32年度：（平成29年度から31年度の平均値）33.6件＋拡充効果2件＝35.6件 平成33年度：（平成30年度から32年度の平均値）33.1件＋拡充効果2件＝35.1件</p> <p>また、将来の適用数（平成32年度及び33年度の法人税（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費）については、事業者からの聞き取り調査により、国内鉱業者に準ずるものの要件見直しにより、新たに2社が海外探鉱準備金を利用できるようになると仮定し、前3年度の平均値（推計）に、拡充分として1件を加えている（平成31年度は、海外探鉱準備金の積み立て初年度のため、海外新鉱床探鉱費の拡充効果は計上していない。）。具体的な考え方は、以下のとおり。</p> <p>平成32年度：（平成29年度から31年度の平均値）22.0件＋拡充効果2件＝24.0件 平成33年度：（平成30年度から32年度の平均値）21.7件＋拡充効果2件＝23.7件</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（所得税、個人住民税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成26年度から28年度までの法人税）について、「平成26～28年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）を基に試算（実績推計）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 所得税及び個人住民税の評価は義務対象ではないものの、本特例措置の効果を検証するため、可能な限り把握に努めている。しかし、有価証券報告書等の情報から鉱業を行っている者を一定程度把握できる法人と異なり、個人に対しては鉱業を行っている端緒を把握することが困難であることから、法人と同様なアンケートの実施等による過去の減収額の把握は困難である。そのため国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目により適用数等を把握することとしている。他方、政策評価を実施した期間において当該資料に本特別措置の適用数等は記載されていないことから標本調査において集計できないほど僅少であり、今後も同様の傾向であると評価している。</p> <p>② 過去の減収額（平成26年度から28年度までの法人税）については、各年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に各年度の法人税率を乗じて試算したもの。適用実態調査については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年3月成立）」の規定により法人が提出する適用額明細書に基づいている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税、個人住民税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成31年度から33年度までの法人税（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）について、「前3年度の平均値（推計）」と説明され、平成31年度から順に「151億円、146億円、146億円」と算定されているが、正しくは「149億円、145億円、144億円」ではないか。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 所得税及び個人住民税の評価は義務対象ではないものの、本特例措置の効果を検証するため、可能な限り把握に努めている。しかし、有価証券報告書等の情報から鉱業を行っている者を一定程度把握できる法人と異なり、個人に対しては鉱業を行っている端緒を把握することが困難であることから、法人と同様なアンケートの実施等による将来の減収額の把握は困難である。そのため国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目により減収額等を把握することとしている。他方、政策評価を実施した期間において当該資料に本特別措置の適用数等は記載されていないことから標本調査において集計できないほど僅少であり、今後も同様の傾向であると評価している。</p> <p>② 将来の減収額（平成31年度から33年度までの法人税（探鉱準備金又は海外探鉱準備</p>

金))については、事業者からの聞き取り調査により、国内鉱業者に準ずるものの要件見直しにより、新たに2社が海外探鉱準備金を利用できることと仮定し、前3年度の平均値(推計)に拡充分として1.9億円(2社の鉱業所得(見込み)の合計20.6億円×積立率40%×税率23.20%)を加えている。具体的な考え方は、以下のとおり。
 平成31年度:(平成28年度から30年度の平均値)148.9億円+拡充効果1.9億円=150.8億円
 平成32年度:(平成29年度から31年度の平均値)144.5億円+拡充効果1.9億円=146.4億円
 平成33年度:(平成30年度から32年度の平均値)144.1億円+拡充効果1.9億円=146.0億円

また、将来の減収額(平成32年度及び33年度の法人税(新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費))については、事業者からの聞き取り調査から、国内鉱業者に準ずるものの要件見直しによって新たに2社が海外探鉱準備金を利用できることと仮定し、前3年度の平均値(推計)に、拡充分として1.4億円(2社の新鉱床探鉱費(見込み)の合計6.2億円×税率23.20%)を加えている(平成31年度は、海外探鉱準備金の積み立て初年度のため、海外新鉱床探鉱費の拡充効果は計上していない)。具体的な考え方は、以下のとおり。
 平成32年度:(平成29年度から31年度の平均値)46.3億円+拡充効果1.4億円=47.7億円
 平成33年度:(平成30年度から31年度の平均値)46.0億円+拡充効果1.4億円=47.4億円

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標(我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率(金属鉱物資源にあつては自給率)の向上を図る)に対する過去の効果(平成27年度及び29年度)が年度ごとに把握されていない。
 ② 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合94.3%(平成27年度の探鉱準備金又は海外探鉱準備金)及び95.9%(平成28年度の探鉱準備金又は海外探鉱準備金)並びに98.9%(平成27年度の新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費)及び99.4%(平成28年度の新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費)は、8割超であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標(我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率(金属鉱物資源にあつては自給率)の向上を図る)の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
 ③ 達成目標(我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率(金属鉱物資源にあつては自給率)の向上を図る)に対する過去の直接的な効果(平成28年度)について、「石油・天然ガスにおける取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね4割程度(中略)金属鉱物における取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度(中略)本制度の延長及び拡充により、自給率は更に向上すると見込まれる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】
 ① 達成目標に対する年度ごとの効果は、以下のとおり。

		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
石油・天然ガス (注1)	自主開発比率 (注2)	23.3	24.7	27.2	27.4	26.6
鉱物資源 (ベースメタル)	自給率 (注3)	55.2	54.9	50.5	49.8	50.9
鉄鉱石	自主開発比率	17.6	17.2	17.2	12.5	12.3
ウラン	自主開発比率	18.5	15.0	33.8	38.3	32.2
石炭	自主開発比率	54.9	60.9	63.1	61.1	調査中

(注1) 石油・天然ガスの自主開発比率については、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。
 (注2) 石油・天然ガスの自主開発比率
 = (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量+国内生産量)
 ÷ (原油・天然ガスの輸入量+国内生産量)
 (注3) 鉱物資源(ベースメタル)の自給率は、金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。
 ② 資源開発は、巨額な資金とリードタイムを必要とする上、多大なリスクを包含するという事業特性から、相対的に事業規模の大きな企業がその役割を担わざるを得ない。一方で、非金属鉱業は、相対的に事業規模が小さい企業がその役割を担っており、両者が混在した中で、適用額を比較した場合、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合が圧倒的に大きくなってしまふのはやむを得ない傾向である。
 資本金階級別の適用件数で見れば、探鉱準備金又は海外探鉱準備金で言えば、100億円超の企業が34%(10社/29社)、1億円以下の企業が38%(11社/29社)となっており、特定の者に偏っているわけではないと考える。

	1億円以下	10億円以下	100億円以下	100億円超	合計
探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	11社 410,846	2社 337,820	6社 4,155,931	10社 63,641,452	29社 68,546,050
新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費	4社 112,684	0社 0	4社 311,456	10社 22,796,524	18社 23,220,665
	28,171	0	77,864	2,279,652	1,290,037

出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)
 上欄:適用企業数、中欄:適用額(千円)、下欄:1社あたり適用額(千円)
 ③ 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除・海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率(金属鉱物資源にあつては自給率)の向上を図る効果を有するものである。
 資源開発促進税制のうち、本特例措置は、減耗控除制度という別名が表すとおり、鉱山操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填すること、持続的な鉱山経営を後押しすることにより、石油・天然ガス、金属鉱物資源等の安定供給確保を目指した制度である。従って、本特例措置単独の効果としては、新鉱床の獲得を後押しし、鉱山操業を継続させることで自給率低下を抑制することにより、自主開発比率(自給率)の維持・向上に寄与するものである。
 本特例措置の直接的な効果を試算するため、減耗控除の利用状況以外の条件が似通った非鉄金属鉱業者であつて、本特例措置を利用した者と国内鉱業者に準ずるものの要件を満たさず、本特例措置を利用できなかった者を比較した場合、本特例措置を利用

<p>した者は、本特例措置を利用できなかった者よりも1割程度探鉱費を多く支出できていることが判明した（注1）。事業者からの聞き取り調査により、探鉱活動の効果を探鉱費用1億円あたり0.7トン程度としたとき（注2）、本特例措置の直接的な効果は、少なくとも探鉱費用1億円あたり0.07トン程度と試算できる。平成28年度の新鉱床探鉱費は232億円であったことから、本特例措置の直接的な効果としては、16.4トン分（1鉱山の約2.7年分の延命効果に相当）である。</p> <p>なお、企業からのヒアリング結果では、「探鉱準備金は、経営状況が厳しい時においても持続的な探鉱を継続するために不可欠な制度」、「資源獲得競争が激化する中、国際的なイコールフットイングの観点からも（注3）、本制度の役割は大きい」等、本税制があることによる効果の声が得られている。</p> <p>（注1）平成20年度～29年度、本特例措置を継続的に利用できた社と国内鉱業者に準ずるものの要件を満たさず、同期間中、一度も本特例措置を利用できなかった者を比較。事業規模の影響をなくするため、同期間中の探鉱費総額を平成20年度の探鉱費で除して試算した。</p> <p>（注2）事業者からの聞き取り調査により、過去10年間の探鉱活動による可採鉱量の増加量及び同期間中の探鉱費用から推計。</p> <p>（注3）例えば、米国では、資源の生産活動から得られる売上の一部を所得から控除する制度が存在。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 「本特例措置の直接的な効果を試算するため（中略）本税制があることによる効果の声が得られている」との説明では、過去の効果（石油・天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）、ウラン、鉄鉱石及び石炭の自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上）から、他の政策手段や経済上性等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

<p>近年、品位低下や鉱量枯渇により、生産量が減退していく鉱山が増加しつつある中、本特例措置が鉱山の継続的かつ安定的な操業には不可欠である。鉱山操業を継続させることで自給率低下を抑制することにより、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（自給率）の向上を可能せしめるものであることから、本特例措置が達成目標の実現に不可欠である。</p> <p>（注1）平成20年度～29年度、本特例措置を継続的に利用できた社と国内鉱業者に準ずるものの要件を満たさず、同期間中、一度も本特例措置を利用できなかった者を比較。事業規模の影響をなくするため、同期間中の探鉱費総額を平成20年度の探鉱費で除して試算した。</p> <p>（注2）事業者からの聞き取り調査により、過去10年間の探鉱活動による可採鉱量の増加量及び同期間中の探鉱費用から推計。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「鉱山操業を継続させることで自給率低下を抑制することにより、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（自給率）の向上を可能せしめる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかわりにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除・海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る効果を有するものである。</p> <p>資源開発促進税制のうち、本特例措置は、減耗控除制度という別名が表すとおり、鉱山操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填することで、持続的な鉱山経営を後押しすることにより、石油・天然ガス、金属鉱物資源等の安定供給確保を目指した制度である。従って、本特例措置単独の効果としては、新鉱床の獲得を後押しし、鉱山操業を継続させることで自給率低下を抑制することにより、自主開発比率（自給率）の維持・向上に寄与するものである。</p> <p>本特例措置の直接的な効果を試算するため、減耗控除の利用状況以外の条件が似通った非鉄金属鉱業者であつて、本特例措置を利用した者と国内鉱業者に準ずるものの要件を満たさず、本特例措置を利用できなかった者を比較した場合、本特例措置を利用した者は、本特例措置を利用できなかった者よりも1割程度探鉱費を多く支出できていることが判明した（注1）。事業者からの聞き取り調査により、探鉱活動の効果を探鉱費用1億円あたり0.7トン程度としたとき（注2）、本特例措置の直接的な効果は、少なくとも探鉱費用1億円あたり0.07トン程度と試算できる。平成31年度以降も毎年200億円程度の探鉱費支出が見込まれていることから、本特例措置の直接的な効果としては、毎年14.2トン分（1鉱山の約2.4年分の延命効果に相当）である。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	(国税 16・地方税 13(自動運動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を3年間延長し、平成34年3月31日までとする。</p> <p>また、資源の安定供給確保を着実に進めるとともに、鉱山経営の多様化を踏まえ、海外探鉱準備金制度について、国内鉱業者に準ずるものに係る要件について所要の見直しを行う。</p> <p>(海外探鉱準備金制度の見直し内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内鉱業者に準ずるものに係る要件について、国外子会社が保有する海外鉱山から我が国への鉱石引取比率による要件を追加する。 なお、引き続き国外子会社への出資比率についても、昨今の情勢を踏まえて適切な割合を要件として求めることとする。 <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税 <ul style="list-style-type: none"> [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法第58条、同法施行令第34条、同法施行規則第21条の15 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法第59条、同法施行令第35条、同法施行規則第21条の16 法人税(連結法人) <ul style="list-style-type: none"> [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法第68条の61、同法施行令第39条の88、同法施行規則第22条の59 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法第68条の62、同法施行令第39条の89、同法施行規則第21条の16(読替規定)

		<ul style="list-style-type: none"> ・所得税 [探鉱準備金] <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法第22条、同法施行令第14条、同法施行規則第9条 [新鉱床探鉱費の特別控除] <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法第23条、同法施行令第15条、同法施行規則第9条の2
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年8月</p> <p>分析対象期間:平成27年4月1日～平成34年3月31日</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間)</p> <p>昭和43年度 延長(2年間)</p> <p>昭和45年度 延長(1年間)</p> <p>昭和46年度 延長(3年間)</p> <p>昭和49年度 延長(3年間)</p> <p>昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除)</p> <p>昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%)</p> <p>昭和52年度 延長(3年間)</p> <p>縮減(準備金収入金額基準:14%→13%)</p> <p>昭和55年度 延長(3年間)</p> <p>昭和58年度 延長(3年間)</p> <p>昭和61年度 延長(3年間)</p> <p>平成元年度 延長(3年間)</p> <p>平成4年度 延長(3年間)</p> <p>平成7年度 延長(3年間)</p> <p>平成10年度 延長(3年間)</p> <p>縮減(準備金収入金額基準:13%→12%)</p> <p>平成13年度 延長(3年間)</p> <p>平成16年度 延長(3年間)</p> <p>平成19年度 延長(3年間)</p> <p>平成22年度 延長(3年間)</p> <p>平成25年度 延長(3年間)</p> <p>拡充(国内鉱業者に準ずる者)</p> <p>縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50%→40%)</p> <p>平成28年度 延長(3年間)</p> <p>拡充(準備金積立据置期間の延長:3年→5年)</p>
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成34年3月31日(3年間)

<p>9 必要性等</p>	<p>①: 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 石油・天然ガス及び金属鉱物資源等は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、資源の乏しい我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている。こうした脆弱性を克服するため、石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的に安定供給を確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「エネルギー基本計画(第5次)」(平成30年7月3日閣議決定) 第2章. 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第1節. 基本的な方針 2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向 (5) 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善 …海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。 第2節. 2030年に向けた政策対応 1. 資源確保の推進 (1) 化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立 資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。… …石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率(2016年度は27%)を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率(2016年度は61%)は2030年に60%を維持することを目指す。… (5) 鉱物資源の安定供給確保 …JOGMECによるリスクマネー供給機能や、開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組み、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。… …我が国産業に不可欠な金属鉱物について、急激な価格高騰や需給のひっ迫に際しても安定供給が確保されるよう、このような取組と上流開発を併せて、鉱物資源(ベースメタル)の自給率(2016年度は50%)を2030年に80%以上に引き上げることを目指す。…</p>
---------------	----------------------	--

	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) 第2. 具体的施策 I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [2]経済活動の「糧」が変わる 1. エネルギー・環境 (3)新たに講ずべき具体的施策 i) エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの推進 ・電動車の車載用電池について、平成37年の全固体蓄電池、平成42年の革新型蓄電池等の実用化を見据えた研究開発、鉱物の安定供給を進める。</p> <p>○「インフラシステム輸出戦略(平成30年度改訂版)」(平成30年6月7日経協インフラ戦略会議決定) 第1章. 総論 (インフラ輸出、経済協力、資源確保の一体的推進) …近年の資源価格低迷等の環境変化を踏まえ、リスクマネーの供給拡大等を通じた我が国企業の資源開発投資に対する支援の強化や、柔軟かつ透明性の高い国際的なLNG市場の実現等による、エネルギー・鉱物資源の海外からの安定的かつ安価な供給確保にも、官民一体となって取り組む必要があり、インフラシステム輸出や経済協力と連携して進める必要がある。… 第2章. 具体的施策 4. 幅広いインフラ分野への取組み (2) エネルギー・資源分野との連携 …自国資源に乏しい我が国としては、資源の安定的かつ安価な供給を中長期的に確保すべく、大幅に強化されたJOGMECによるリスクマネーの供給や、資源国との包括的かつ互恵的な協力関係を強化するための積極的な資源外交の展開等を通じて、我が国の資源開発企業の投資を強力に後押しする。…</p> <p>○「資源確保戦略」(平成24年6月パッケージ型インフラ海外展開関係) 第1章. 総論 1. 世界的な資源確保競争の激化など資源・エネルギーを巡る国際情勢は益々厳しさを増している。資源の太宗を海外に依存している我が国にとって、産業基盤の維持・強化、経済の繁栄、国民生活の安寧のために、その安定的かつ安価な供給の確保に向けた体制の構築や取組の強化がより一層不可欠となっている。</p> <p>エネルギー・環境 資源・燃料</p>
--	-----------------------------	---

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率(金属鉱物資源にあっては自給率)の向上を図る。 (石油・天然ガス) 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。 (非鉄金属) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。) (ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 (鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。 (石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の資源安定供給を確保するため、我が国の自主開発比率(金属鉱物資源にあっては自給率(※))を引き上げる。 ※自給率: 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。</p>																																																		
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>○適用数 (単位: 件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td> <td>40</td> <td>36</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>33</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>○利用業種 平成28年度における利用業種については、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種名</th> <th colspan="2">適用企業数</th> </tr> <tr> <th>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</th> <th>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱業</td> <td>18社</td> <td>12社</td> </tr> <tr> <td>石油製品製造業</td> <td>1社</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>0社</td> <td>0社</td> </tr> <tr> <td>窯業又は土石製品製造業</td> <td>8社</td> <td>2社</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属製造業</td> <td>1社</td> <td>2社</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>0社</td> <td>0社</td> </tr> </tbody> </table>	年度	26	27	28	29	30	31	32	33	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	40	36	29	35	33	34	36	35	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	26	25	18	23	22	21	24	24	業種名	適用企業数		探鉱準備金又は海外探鉱準備金	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	鉱業	18社	12社	石油製品製造業	1社	1社	化学工業	0社	0社	窯業又は土石製品製造業	8社	2社	非鉄金属製造業	1社	2社	卸売業	0社	0社
年度	26	27	28	29	30	31	32	33																																												
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	40	36	29	35	33	34	36	35																																												
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	26	25	18	23	22	21	24	24																																												
業種名	適用企業数																																																			
	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費																																																		
鉱業	18社	12社																																																		
石油製品製造業	1社	1社																																																		
化学工業	0社	0社																																																		
窯業又は土石製品製造業	8社	2社																																																		
非鉄金属製造業	1社	2社																																																		
卸売業	0社	0社																																																		

		<table border="1"> <tr> <td>その他</td> <td>1社</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>29社</td> <td>18社</td> </tr> </table> <p>※出典: ①平成26～28年度: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)(実績) ②平成29～33年度: 前3年度の平均値(推計)</p>	その他	1社	1社	総数	29社	18社																					
その他	1社	1社																											
総数	29社	18社																											
	<p>②: 適用額</p>	<p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td> <td>693</td> <td>465</td> <td>685</td> <td>614</td> <td>588</td> <td>637</td> <td>619</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td> <td>230</td> <td>147</td> <td>232</td> <td>203</td> <td>194</td> <td>210</td> <td>208</td> <td>208</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典: ①平成26～28年度: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)(実績) ②平成29～33年度: 前3年度の平均値(推計)</p>	年度	26	27	28	29	30	31	32	33	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	693	465	685	614	588	637	619	617	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	230	147	232	203	194	210	208	208
年度	26	27	28	29	30	31	32	33																					
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	693	465	685	614	588	637	619	617																					
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	230	147	232	203	194	210	208	208																					
	<p>③: 減収額</p>	<p>(単位: 億円程度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td> <td>166</td> <td>109</td> <td>162</td> <td>146</td> <td>139</td> <td>151</td> <td>146</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td> <td>58</td> <td>28</td> <td>55</td> <td>47</td> <td>43</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典: ①平成26～28年度: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)を基に試算(実績推計) ②平成29～33年度: 前3年度の平均値(推計)</p>	年度	26	27	28	29	30	31	32	33	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	166	109	162	146	139	151	146	146	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	58	28	55	47	43	48	48	47
年度	26	27	28	29	30	31	32	33																					
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	166	109	162	146	139	151	146	146																					
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	58	28	55	47	43	48	48	47																					

④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (石油・天然ガス) 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。 〔石油・天然ガスの自主開発比率〕 平成25年度 平成28年度 23.3%(達成率58.3%) 27.4%(達成率68.5%)</p> <p>(非鉄金属) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。) 〔鉱物資源(ベースメタル)の自給率〕 平成25年度 平成28年度 55.2%(達成率69.0%) 49.8%(達成率62.3%) ※平成27年度以降、品位低下により我が国製錬所への受け入れ基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下している。</p> <p>(ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 〔ウランの自主開発比率〕 平成25年 平成28年 18.5% 38.3%</p> <p>(鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。 〔鉄鉱石の自主開発比率〕 平成25年 平成28年 17.6%(達成率58.7%) 12.5%(達成率41.7%)</p> <p>(石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す。</p>
-------	--

		<p>〔石炭の自主開発比率〕 平成25年度 平成28年度 54.9%(達成率91.5%) 61.1%(達成率101.8%) ※28年度は61.1%となったが、引き続き自主開発比率を維持し2030年において60%以上達成を目指す。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。 石油・天然ガスにおける取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね4割程度となっている。また、石油・天然ガスの自主開発比率は、平成28年度には27.4%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。また、延長及び拡充の結果、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。 金属鉱物における取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度となっている。また、我が国の鉱物資源(ベースメタル)の自給率は平成28年度49.8%であり、品位低下により我が国製錬所への受け入れ基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下したものの、中長期トレンドでは上昇傾向を示しており、本制度は有効であると考えられる。また、本制度の延長及び拡充により、自給率は更に向上すると見込まれる。</p>
⑤: 税収減を是認する理由等	等	<p>本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p>

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確定で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段としての確。</p> <p>また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p> <p>なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では品位の低下により輸入できなくなった自主開発鉱石が増加傾向にあるなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。</p> <p>本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(措置法第58条第14項)。</p> <p>予算措置では、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を支援するものであり、以下がある。</p> <p>石油・天然ガス海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金) 金属鉱物海外探鉱等事業への出融資・債務保証 海外ウラン探鉱支援事業(補助金)</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H27 経産 07)	

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の延長
税 目	法人税、法人住民税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高める）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高める）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高める）では、政策的（中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）では政策的（中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑦ 所期の達成目標（中小企業者等に係るキャッシュフローの改善）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業の経営基盤の現状や成長力の高低が表される指標として一つの指標を特定することは困難であるが、本税制措置が2008年のリーマンショックを受けて創設された経緯を踏まえれば、中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。それらの指標を見てみると、2018年4月-6月期の業況判断DIは-14、資金繰りDIは-11.3となっている。また、中小企業全体の売上高については、リーマンショック前の水準に比して-30兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられる。加えて、本税制措置が目標とする経営基盤や成長力の強化については、定量的な指標に加えて中小企業を取り巻く経営環境などの定性的な事情も加味した上でその実績を検討すべきであるところ、目下、海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘されており、定量的な指標のみで目標が達成されているか判断することが難しい措置であると考えられる。</p> <p>② 達成時期については、可能な限り早期に実現することを目標としている。</p> <p>③ 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前のそれに持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。他方、本税制措置が目標とする経営基盤や成長力の強化については、定量的な指標に加えて中小企業を取り巻く経営環境などの定性的な事情も加味した上でその実績を検討すべきであるところ、目下、海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘されており、定量的な指標のみで目標が達成されているか判断することが難しい側面もある。</p> <p>④ 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前のそれに持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。</p>

<p>⑤ 達成時期については、可能な限り早期に実現することを目標としている。</p> <p>⑥ 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前のそれに持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。</p> <p>⑦ 中小企業のキャッシュフローについては経営基盤といった概念に内包されるものと考えており、キャッシュフローの改善も含め、中小企業の経営基盤の強化を図っていくものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度の法人税）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年度の適用数については、888,592件と見込んでいる（平成28年度と同様の適用数が平成29年度においても見込まれるものと仮定）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数については、措置の延長を要望している平成32年度までの間、各年888,592件の適用を見込んでいる（平成28年度と同様の適用件数が平成32年度まで見込まれるものと仮定）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成26年度 ⇒ 約152億円 平成27年度 ⇒ 約164億円 平成28年度 ⇒ 約176億円 ※ 国税減収見込額に0.129（法人住民税率）を乗じて算出</p> <p>② 平成29年度の法人税額の減収については、平成28年度と同様、約1,361億円と見込んでいる。法人住民税の額については、①と同様の算出方法によれば、約176億円と見込んでいる。</p> <p>③ 平成29年度の適用数について、平成28年度と同程度の適用が見込まれると仮定しているため、減収額の見込みについても、平成28年度の減収実績が平成29年度においても見込まれるものと仮定。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明では、平成24年度から28年度までの算定根拠が明らかにされておらず、分</p>

析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 約1,361億円の減収が生ずるものと見込んでいる（平成28年度と同様の減収額が平成32年度まで見込まれるものと仮定）。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（法人住民税）が予測されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高める）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。
② 達成目標（地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するの不明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 本税制措置には年間約32万円の法人税負担を軽減するという効果があるが、中小企業の自己資本比率の推移から本税制措置の効果を検討すると、リーマンショック前の水準である2007年度の26.8%から2009年度は24.6%まで落ち込んだが、その後は回復して2016年度は34.8%まで改善してきており、中小企業の経営基盤の強化に一定程度の役割を果たしているものと考えられる。他方で、中小企業全体の売上高について見てみると、リーマンショック前の水準に比して-30兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要。
② 本税制措置には年間約32万円の法人税負担を軽減するという効果があるが、中小企業の自己資本比率の推移から本税制措置の効果を検討すると、リーマンショック前の水準である2007年度の26.8%から、2016年度は34.8%まで改善してきており、中小企業の経営基盤の強化に一定程度の役割を果たしているものと考えられる。他方で、中小企業全体の売上高について見てみると、リーマンショック前の水準に比して-30兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されておらず、また、過去の効果（中小企業の自己資本比率）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果が定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高める）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するの不明らかにされていない。
② 達成目標（地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）に對

する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するの不明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 過去、本税制措置の効果もあって自己資本比率は改善しておきており、引き続き本税制措置が講じられることとなれば、今後も一定程度自己資本比率の改善効果が見込まれる。他方で、売上高について見てみると、近時回復傾向にあるものの、リーマンショック前の水準に比して-30兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要。
② 過去、本税制措置の効果もあって自己資本比率は改善してきており、引き続き本税制措置が講じられることとなれば、今後も一定程度自己資本比率の改善効果が見込まれる。他方で、売上高について見てみると、近時回復傾向にあるものの、リーマンショック前の水準に比して-30兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(国税18・地方税14(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年 800 万円以下の所得金額の部分については税率を 15%に軽減する。 《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。 《関係条項》 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2、第 68 条の 8 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2、第 39 条の 38 の 2
	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年～平成 32 年
	創設年度及び改正経緯	平成 21 年度改正 創設 (本則 22%・租特 18%) 平成 23 年度改正 拡充 (本則 22%→19%、租特 18%→15%) 平成 27 年度改正 延長 (租特 19%→15%) 平成 29 年度改正 延長 (租特 19%→15%)
8	適用又は延長期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで(2 年間)
9	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け
	③: 達成目標及	《租税特別措置等により達成しようとする目標》

	びその実現による寄与	<p>中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ厳しい状況。 海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等、先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。</p>	
10	有効性等	①: 適用数	<p>所得を有する全ての中小企業者等が適用対象となる(平成 28 年度「会社標本調査」によると、利益計上法人数は約 97 万社)。 ※参考:過去 5 年間の適用件数 ・平成 24 年度:704,491 件 ・平成 25 年度:744,488 件 ・平成 26 年度:793,337 件 ・平成 27 年度:843,278 件 ・平成 28 年度:888,592 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」等 平成 29 年度の適用数については、888,592 件と見込んでいる。また、平成 30 年度から平成 32 年度までの間、同数の適用を見込んでいる(平成 28 年度と同様の適用数が平成 32 年度まで継続的に見込まれるものと仮定)。</p>
		②: 適用額	<p>・平成 24 年度:24,979 億円 ・平成 25 年度:27,112 億円 ・平成 26 年度:29,396 億円 ・平成 27 年度:31,838 億円 ・平成 28 年度:34,021 億円 (出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)</p>
		③: 減収額	<p>・平成 24 年度(19%→15%):999 億円 ・平成 25 年度(19%→15%):1,084 億円 ・平成 26 年度(19%→15%):1,176 億円 ・平成 27 年度(19%→15%):1,274 億円 ・平成 28 年度(19%→15%):1,361 億円 (出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書) 平成 29 年度の減収額については、1,361 億円と見込んでいる。また、平成 30 年度から平成 32 年度までの間、同額の減収を見込んでいる(平成 28 年度と同様の適用数及び減収が平成 32 年度まで継続的に見込まれるものと仮定)。</p>

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ厳しい状況。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成 28 年度においては約 90 万者が利用。幅広い業種で利用されており、設備投資や賃上げなどの原資となる資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p> <p>本税制措置が無くなった場合、設備投資や賃上げへの悪影響が懸念される。地域経済を支える中小企業の経営基盤を支える本税制措置は引き続き重要。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>平成 28 年度においては約 90 万者が利用。幅広い業種で利用されており、設備投資や賃上げなどの原資となる資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p> <p>本税制措置が無くなった場合、設備投資や賃上げへの悪影響が懸念される。設備投資や賃上げなどの原資となる資金繰りの状況について、回復傾向にあるものの依然として厳しい状況。地域経済を支える中小企業の経営基盤を支える本税制措置は引き続き重要。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 経産 11)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する）では、政策的（事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年7月に中小企業庁が発表した「中小企業の事業承継に関する集中実施機関（事業承継5か年計画）」において、目指すべき姿として、「地域の事業を次世代にしっかりと引き継ぐとともに、事業承継を契機に後継者がベンチャー型事業承継などの経営革新等に積極的にチャレンジしやすい環境を整備」とされている。なお、事業承継ファンドを通じた事業承継は事業の売り手と買い手の交渉の中で進展するものであり、取引が成立するかどうかは案件ごとの特性や事業の評価額に大きく左右されるものであるから、定量的な水準を設定することは困難である。</p> <p>② 今後5年間で30万人以上の経営者が70歳を迎えるとされている中、その6割が後継者未定であることから、可能な限り速やかに上記の環境整備を進める必要がある。</p> <p>③ 事業承継ファンドを通じた事業承継は事業の売り手と買い手の交渉の中で進展するものであり、取引が成立するかどうかは案件ごとの特性や事業の評価額に大きく左右されるものであるから、定量的な水準を設定することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置に係る減収件数を予測するためには、事業承継ファンドの数や平均投資先数及び平均投資金額、投資を受けた会社の資本構成（大企業にその発行済み株式を何割程度保有されるか）や事業承継ファンドから出資を受けた後の中小企業向け税制の利用見込み等の諸元が必要であるが、それら諸元の係数を試算して将来の減収件数を算出することは、それらの諸元に係る情報の性質からして極めて困難であるものの、報道等より確認できた2017年度における事業承継ファンドの設立実績から、法の認定を受けうるファンドを推計すると、1年間で11のファンドが認定を受けると推定される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「報道等より確認できた2017年度における事業承継ファンドの設立実績から、法の認定を受けうるファンドを推計すると、1年間で11のファンドが認定を受けると推定される」との説明では、将来の適用数が年度ごとに予測されておらず、また算定根拠（計算</p>

式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置に係る減収額を予測するためには、事業承継ファンドの数や平均投資先数及び平均投資金額、投資を受けた会社の資本構成（大企業にその発行済み株式を何割程度保有されるか）や事業承継ファンドから出資を受けた後の中小企業向け税制の利用見込み等の諸元が必要であるが、それら諸元の係数を試算して将来の減収額を算出することは、それらの諸元に係る情報の性質からして極めて困難であるものの、減収額は約1.3億円と推計される（(3)①に記載の11のファンドから、1ファンド当たり3社へ投資がなされ（ファンドへの出資事業者への聴取結果に基づき推計）、そのすべてがみなし大企業特例の規定に抵触すると仮定。また、1社当たりの租特による減収額は適用実態調査に基づき約1,067万円と算出、利益計上法人の割合は平成28年度会社標準調査に基づき36.2%と設定し減収額を算出した。）。</p> <p style="text-align: center;">（減収額試算）</p> <p style="text-align: center;">11（ファンド）×3社（投資先企業数）×1,067万（1社当たりの減収額）×0.362（利益計上法人割合）=1,27億円≒1.3億円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（法人税）が年度ごとに予測されておらず、「1社当たりの租特による減収額」の算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事業承継ファンドから、租税特別措置におけるみなし大企業に係る規定により円滑な投資活動が行えなかったとの声がある。本税制措置が講じられれば、ファンドはより一層の投資活動を行えることから、ファンドによる事業の磨き上げ及びファンドを通じた事業承継の促進に相当程度貢献することが見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本税制措置が講じられれば、ファンドはより一層の投資活動を行えることから、ファンドによる事業の磨き上げ及びファンドを通じた事業承継の促進に相当程度貢献することが見込まれる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例
2	対象税目	(国税19・地方税6(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 大規模法人による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は中小企業税制が適用されない制度となっている。
		《要望の内容》 一定の要件を満たす事業承継ファンドから出資を受けた際も中小企業税制の適用を可能とする要件緩和を行う。
		《関係条項》
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成31年～平成32年
7	創設年度及び改正経緯	新設要望
8	適用又は延長期間	期限の定めなし。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する。 《政策目的の根拠》 ・中小企業基本法(抜粋) 第24条 4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
		②: 政策体系における政策目的的位置付け 中小企業・地域経済 事業環境整備
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する。

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業承継ファンドから出資を受けた中小企業においては、将来の事業承継に向けた磨き上げを行わなければならない。しかしながら、事業承継ファンドを通じた大規模法人からの出資割合が一定以上となる場合には、当該中小企業は中小企業税制の適用を受けることができず、磨き上げのための積極的な設備投資等が阻害される。 このため、円滑な事業承継の一層の促進と中小企業の経営力向上に向けて、現行制度を改める必要がある。
10	有効性等	①: 適用数 11 ※1年間で経営強化法上の認定を受けうるファンドの数を11と仮定(報道等から確認できた、2017年度において設立されたファンドのうち、法の認定を受けうるファンド数を推定)
		②: 適用額 —
		③: 減収額 約1.3億円 ※上記11のファンドから、1ファンド当たり3社へ投資がなされ(ファンドへ出資したことがある事業者への調査結果に基づき仮定)、そのすべてがみなし大企業特例の規定に抵触すると仮定。また、1社当たりの租特による減収額は約1,067万円と仮定し、平成28年度における利益計上法人の割合は平成28年度会社標本調査に基づき36.2%と設定して算出している。
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 現在、中小企業の経営者の高齢化が急速に進行しており、事業承継の促進は待ったなしの課題となっている。一方で、中小企業においては、経営人材の不足や後継者の資金不足等、事業承継に向けた課題が多く、中小企業自らがこれを解決することが困難な場合がある。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 事業承継ファンドから出資を受けた中小企業においては、将来の事業承継に向けた磨き上げを行わなければならない。しかしながら、事業承継ファンドを通じた大規模法人からの出資割合が一定以上となる場合には、当該中小企業は中小企業税制の適用を受けることができず、磨き上げのための積極的な設備投資等が阻害される。 このため、円滑な事業承継の一層の促進と中小企業の経営力向上に向けて、現行制度を改める必要がある。
		⑤: 税収減を是認する理由等 事業承継ファンドが行う経営指導等による事業承継支援を一層促進し、併せて、中小企業の設備投資を促進して、その成長に不可欠な設備への投資の加速化を図り、もって地域経済の発展に資する。

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 事業承継ファンドから出資を受けた中小企業においては、将来の事業承継に向けた磨き上げを行わなければならない。しかしながら、事業承継ファンドを通じた大規模法人からの出資割合が一定以上となる場合には、当該中小企業は中小企業税制の適用を受けることができず、磨き上げのための積極的な設備投資等が阻害される。 このため、円滑な事業承継の一層の促進と中小企業の経営力向上に向けて、現行制度を改める必要がある。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	事業承継ファンドが行う経営指導等による事業承継支援を一層促進し、併せて、中小企業の設備投資を促進して、その成長に不可欠な設備への投資の加速化を図り、もって地域経済の発展に資する。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30経産06)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	保険会社等の異常危険準備金の延長 (保険会社等の異常危険準備金) (火災保険等の積立率の特例)										
措置の内容	平成28年度時点	損害保険会社又は損害共済事業を行う特定の協同組合等が、異常災害損失の補填に充てるため、正味収入保険料又は正味収入共済掛金の額に一定の積立率を乗じて計算した金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	火災等共済組合等が、異常災害が発生した場合においても、共済金を確実かつ円滑に支払えるように異常危険準備金を十分に積み立て、財務基盤を確保すること。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項	措法第57条の5、第68条の55										
要望内容	措置の適用期限を平成34年3月31日まで3年間延長する。										
創設年度	S28	過去の政策評価の実績	H22経産44、H24経産09、H27経産12							区分	延長

【総括表】

H23	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)							
	適用件数 (法人税・件)			(参考)		減収額 (法人税・百万円)			(参考)		減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考)		目標 「異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額 (92億円) 以上積み立て、これを維持する」				
				適用実態調査における適用件数 (法人税 (措置全体)・件)					適用実態調査における適用額の上 位10社割合 (法人税 (措置全 体)・%)					適用実態調査におけ る租税特別措置ごとの 影響額 (地方法人二 税・地方法人特別税 (措置全体)・百万 円)						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (百万円)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度			
	不明	2	-	49	不明	▲34.0	-	96.9%	不明	不明	-	▲15,761.1	不明	不明	10,198	不明	-			
H24	1	2	200.0%	53	▲1.0	▲17.3	1729.0%	96.7%	不明	▲9.0	-	▲13,338.3	不明	不明	8,613	不明	-			
H25	1	2	200.0%	56	▲1.0	▲16.9	1690.0%	97.3%	不明	▲8.8	-	▲15,323.2	不明	不明	8,233	不明	-			
H26	1	2	200.0%	60	▲1.0	▲16.9	1689.0%	96.8%	不明	▲8.8	-	▲18,958.5	不明	不明	6,689	不明	-			
H27	2	2	100.0%	62	▲17.1	▲17.6	103.4%	97.6%	▲8.1	▲8.4	103.2%	▲17,729.8	不明	6,930	8,905	不明	-			
H28	2	3	150.0%	61	▲17.5	▲16.8	96.3%	98.7%	▲8.3	▲8.0	96.4%	▲18,430.6	不明	7,178	9,324	不明	-			
H29	2	3	150.0%	-	▲17.9	▲16.6	92.6%	-	▲8.5	▲7.9	92.5%	-	不明	7,431	9,514	不明	-			
H30	3	-	-	-	▲16.8	-	-	-	▲8.0	-	-	-	不明	7,690	-	-	-			
H31	3	-	-	-	▲17.1	-	-	-	▲8.2	-	-	-	不明	不明	-	-	-			
H32	3	-	-	-	▲17.5	-	-	-	▲8.3	-	-	-	不明	不明	-	-	-			
H33	3	-	-	-	▲17.8	-	-	-	▲8.5	-	-	-	不明	不明	-	-	-			
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,200	-	-	-	-			

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	保険会社等の異常危険準備金の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>② 政策目的（火災等共済組合等が、異常災害が発生した場合においても、共済金を確実に円滑に支払えるように異常危険準備金を十分に積み立て、財務基盤を確保することを目的とする）に対する達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する）について、「確実に円滑な共済金支払いを可能にし、契約者たる中小企業者の保護が確保される」と説明されているが、「92億円」という積立目標額の算定根拠が示されていないため、どの程度政策目的に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 異常危険準備金は予測が困難な異常災害が発生すれば取り崩すこと、財務基盤の確保には目標金額以上を常に維持する必要があるという性質のものであることから、目標達成時期を示すことは適切ではない。</p> <p>② 火災等共済組合からの報告値を集計したものである。</p> <p>なお、積立目標の設定方法は火災等共済組合により異なるが、最大規模の異常災害による被害想定額、再保険契約による手当分や中協法施行規程における火災リスクの積立限度を参考に設定している。</p> <p>※ 中協法施行規程では自然災害を担保している共済契約は、積立限度額を設けていないが、火災等共済組合は火災共済リスクの積立限度額「正味収入共済掛金×2」を参考にしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成27年度から29年度までの法人税）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災等共済組合からの報告値を集計したものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から33年度までの法人税）について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、その算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災等共済組合からの報告値を集計したものであり、当省において何らかの計算（推計）は行っていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税及び法人住民税）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災等共済組合からの報告値を集計したものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成30年度から33年度までの法人税及び法人住民税）について、火災等共済組合報告値等」と説明されているが、その算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災等共済組合からの報告値を集計したものであり、当省において何らかの計算（推計）は行っていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する）に対する過去の効果（平成25年度から29年度まで）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する）に対する過去の効果について異常危険準備金積立残高は平成29年度時点で9,514百万円と説明されているが、過去の適用数3件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する。）に対する過去の直接的な効果について、「火災等共済組合等が異常災害に対応できる財務基盤を確保することにより、確実に円滑な共済金支払いを可能にし、契約者たる中小企業者の保護が確保されるとともに、中小企業者の発展に寄与している」と説明されているが、過去の効果（平成29年度時点の異常危険準備金積立残高：9,514百万円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災等共済組合からの報告値を集計したものである。</p> <p>② 本特例措置の対象となる火災等共済組合は最大でも4団体である。現在、1団体の異常危険準備金残高が洗替保証率を超えていることから、本特例措置を利用していない。</p> <p>③ 平成27～29年度における減収額の合計額7,529万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられた結果、同期間の積立額の合計額は30億2,047万円となり、異常危険準備金の</p>

<p>積立に効果的な租税特別措置であったと考えている。</p> <p>なお、異常危険準備金の積立額は例年ベースでは3年間合計で8～10億円程度であるが、平成23～26年度の異常災害の多発に伴い、同期間の取崩額が49億1,824万となったことから、平成27～29年度に積極的な積立を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、僅少であり、かつ最大でも4団体という実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「平成27～29年度における減収額の合計額7,529万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられた結果、同期間の積立額の合計額は30億2,047万円となり、異常危険準備金の積立に効果的な租税特別措置であったと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (3)と同様に火災等共済組合からの報告値を集計し、異常災害による異常危険準備金の取崩しがないことを前提とした場合、平成30～33年度における減収額の合計額1億215万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられることで、同期間の積立額の合計額は10億9,614万円となり、異常危険準備金の積立に効果的な租税特別措置であると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成30～33年度（中略）の積立額の合計額は10億9,614万円」との説明では、将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	保険会社等の異常危険準備金の延長	
2	対象税目	(国税 22・地方税 24(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)	
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会(以下、「火災等共済組合等」という。)については、火災共済に係る異常危険準備金の積立において、正味収入共済掛金の4%(本則2%)の損金算入が認められている。 《要望の内容》 本税制措置の適用期限を3年間(平成33年度末まで)延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第57条の5、第68条の55 同法施行令 第33条の2、第39条の83	
	5	担当部局	経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成33年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 火災共済協同組合連合会についても適用(積立率7%) ・ 無税積立率の変遷 平成5年度 5年間の延長(積立率5%(本則2.5%)) 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長、積立率4%(本則2%) 平成25年度 3年間の延長 平成28年度 3年間の延長 ・ 洗替保証率の変遷 昭和36年度 火災共済協同組合75%(火災共済協同組合連合会90%) 昭和53年度 72%(87%)、昭和54年度 69%(84%) 昭和55年度 66%(81%)、昭和56年度 63%(78%) 昭和57年度 60%(75%)、平成28年度 45%(60%)	
		8	適用又は延長期間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 火災等共済組合等が、異常災害が発生した場合においても、共済金を確実かつ円滑に支払えるように異常危険準備金を十分に積み立て、財務基盤を確保することを目的とする。

		《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法において責任準備金の積立が義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければならない。																														
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化																														
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準(伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額)を踏まえ、火災等共済組合等が設定した積立目標額(92億円)以上積み立て、これを維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 火災等共済組合等が異常災害に対応できる財務基盤を確保することにより、確実かつ円滑な共済金支払いを可能にし、契約者たる中小企業者の保護が確保されるとともに、中小企業者の発展に寄与することが可能となる。																														
10	有効性等	①: 適用数 適用件数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では本要望対象の組合に係る数値のみを抽出できないため、火災等共済組合報告値等によると次のとおり。 【適用団体数、適用額】 (単位:万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用団体数</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成27年度</td><td>2団体</td><td>9,286</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>3団体</td><td>8,853</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>3団体</td><td>8,715</td></tr> <tr><td>平成30年度見込</td><td>3団体</td><td>8,851</td></tr> <tr><td>平成31年度見込</td><td>3団体</td><td>9,020</td></tr> <tr><td>平成32年度見込</td><td>3団体</td><td>9,192</td></tr> <tr><td>平成33年度見込</td><td>3団体</td><td>9,368</td></tr> </tbody> </table> ※ 出典:火災等共済組合報告値等		適用団体数	適用額	平成27年度	2団体	9,286	平成28年度	3団体	8,853	平成29年度	3団体	8,715	平成30年度見込	3団体	8,851	平成31年度見込	3団体	9,020	平成32年度見込	3団体	9,192	平成33年度見込	3団体	9,368						
			適用団体数	適用額																												
		平成27年度	2団体	9,286																												
平成28年度	3団体	8,853																														
平成29年度	3団体	8,715																														
平成30年度見込	3団体	8,851																														
平成31年度見込	3団体	9,020																														
平成32年度見込	3団体	9,192																														
平成33年度見込	3団体	9,368																														
②: 適用額 上記のとおり。																																
③: 減収額 【減収額】 (単位:万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成27年度</td><td>1,764</td><td>227</td><td>611</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,682</td><td>217</td><td>583</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1,655</td><td>213</td><td>574</td></tr> <tr><td>平成30年度見込</td><td>1,681</td><td>216</td><td>583</td></tr> <tr><td>平成31年度見込</td><td>1,713</td><td>221</td><td>594</td></tr> <tr><td>平成32年度見込</td><td>1,746</td><td>225</td><td>605</td></tr> <tr><td>平成33年度見込</td><td>1,780</td><td>229</td><td>617</td></tr> </tbody> </table> ※ 出典:火災等共済組合報告値等		法人税	法人住民税	法人事業税	平成27年度	1,764	227	611	平成28年度	1,682	217	583	平成29年度	1,655	213	574	平成30年度見込	1,681	216	583	平成31年度見込	1,713	221	594	平成32年度見込	1,746	225	605	平成33年度見込	1,780	229	617
	法人税	法人住民税	法人事業税																													
平成27年度	1,764	227	611																													
平成28年度	1,682	217	583																													
平成29年度	1,655	213	574																													
平成30年度見込	1,681	216	583																													
平成31年度見込	1,713	221	594																													
平成32年度見込	1,746	225	605																													
平成33年度見込	1,780	229	617																													

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>異常危険準備金積立残高は、平成 26 年度までは異常災害の増加により取崩しが続いたことにより過去最低水準になったが、平成 27 年度以降は増加に転じている。</p> <p>【異常危険準備金積立残高】</p> <p>平成 25 年度 8,233 百万円 平成 26 年度 6,689 百万円 平成 27 年度 8,905 百万円 平成 28 年度 9,324 百万円 平成 29 年度 9,514 百万円</p> <p>※ 出典:火災等共済組合報告値等</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>上記のとおり、火災等共済組合等が異常災害に対応できる財務基盤を確保することにより、確実かつ円滑な共済金支払いを可能にし、契約者たる中小企業者の保護が確保されるとともに、中小企業者の発展に寄与している。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本措置により、火災等共済組合等の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置における損金算入の特例 4%は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累積額の正味収入共済掛金の額に対する割合が火災等共済組合 45%、火災共済協同組合連合会 60%以下の低水準の場合に限り認められるものであり、異常危険準備金の取り崩しの際に益金算入され課税されるものであるため、適切であるとともに必要最低限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるために準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 (H27 経産 26)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充		
税目	法人税、法人住民税、所得税		
区分	□新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）では、政策的（具体的には、民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成31年度税制適用額実績及び平成31年度民間企業研究開発投資実績に関する調査結果が判明するのが平成32年度末であり、仮に時限措置部分を平成32年度末までとしてしまうと、平成31年度税制改正の効果の実績値が判明することを待たずに、平成31年度に設けた時限措置の延長要望の必要性の有無等を平成32年度に議論せねばならないため、3年間の時限措置を要望しているものである。</p> <p>② 政策目的は、「我が国の研究開発投資総額（平成28年度：18.4兆円）の約7割（同：13.3兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。」ことであり、具体的な達成目標が「民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする」である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成26年度、27年度及び29年度の所得税）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制））について、別紙1において「適用見込み件数についても、上記4～5と同様の手法により得られた5,986件を適用見込み件数とした。」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税（オープンイノベーション型））250件（平成27年度）が前回評価時の将来予測508件と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の適用数（平成29年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制のうち、大企業分の適用件数））について、別紙1の説明に以下のとおり誤りがある。 誤 試算方法：中小企業者等のH29実績×（H27大企業実績+H28大企業実績／H27中小企業者等実績+H28中小企業者等実績） 正 試算方法：中小企業者等のH29実績×（H27大企業実績+H28大企業実績）／（H27中小企業者等実績+H28中小企業者等実績）</p>

【経済産業省の補足説明】

- ① 法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税課税調査第10表 租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「10. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成26年度については当該統計調査においては9人（適用金額1百万円）、27年度については16人（適用金額1百万円）であることを把握している。また、29年度については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成29年度以降の適用数等は平成28年度の4人（適用金額1百万円）と同様と見込まれる。
- ② 租税特別措置の適用実態調査によると、平成28年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数は、5,302件。
中小企業庁アンケートで得られた平成28年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数実績は、62件であり、カバー率は1.17%。（カバー率：62÷5,302=1.17%）
当該カバー率（1.17%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成29年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数の70件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成29年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み件数とした。
（70件 ÷ 1.17% = 5,986件）
- ③ 前回要望時において、平成27年度の適用見込み件数の算定に当たっては、当該時点で得られたアンケート結果等から得られた値をもって計算しているものであるが、オープンイノベーション型については、平成27年度改正において、大幅な拡充を行ったばかりであったため、本体である総額型に比べ適用見込みの算定は困難であった。なお、アンケート調査は、研究開発投資額が大きい企業を中心に行っているため、適用件数よりも適用見込み額の推計を重視したものとなっている。
- ④ ②指摘のとおり修正したい。

【点検結果】

- ①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（法人税（高水準型））63件（平成30年度）が過去の実績150件（平成28年度）と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税課税調査第10表租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「10. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成26年度については当該統計調査においては9人（適用金額1百万円）、27年度については16人（適用金額1百万円）であることを把握している。また、29年度については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成29年度以降の適用数等は平成28年度の4人（適用金額1百万円）と同様と見込まれる。</p> <p>② 高水準型は、総額型控除上限乗せ措置と選択制であるため、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素である総額型控除上限乗せ措置を適用することと仮定していることから、高水準型ではなく、総額型控除上限乗せ措置の適用を受ける数を見込んだため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成26年度、27年度及び29年度の所得税）が年度ごとに把握されていない。また、過去の減収額（平成29年度の法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制））について、「中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記1～3と同様の手法により得られた38,355百万円を現行制度の平成29年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人税（高水準型））45億円（平成28年度）が前回評価時の将来予測91億円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の減収額（平成29年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制のうち、大企業分の減収額））について、その算定基礎である適用金額に関する別紙1の説明に以下のとおり誤りがある。</p> <p>誤 試算方法：中小企業者等のH29実績×（H27大企業実績+H28大企業実績）／H27中小企業者等実績+H28中小企業者等実績</p> <p>正 試算方法：中小企業者等のH29実績×（H27大企業実績+H28大企業実績）／（H27中小企業者等実績+H28中小企業者等実績）</p> <p>また、過去の減収額（平成29年度の法人税（総額型））について、別紙1において「当該カバー率（58.4%）を経済産業省平成30年度企業アンケートで得られた、平成29年度の総額型活用実績の359,471百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成27年度における総額型の見込み額とした」と説明されているが、「平成27年度」は「平成29年度」が正しいのではないかと。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標本調査第10表租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「10. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成26年度については当該統計調査においては9人（適用金額1百万円）、27年度については16人（適用金額1百万円）であることを把握している。また、29年度については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成29年度以降の適用数等は平成28年度の4人（適用金額1百万円）と同様と見込まれる。</p> <p>② 租税特別措置の適用実態調査によると、平成28年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額は25,672百万円。</p> <p>中小企業庁企業アンケートで得られた平成28年度の中小企業技術基盤強化税制の中小企業者等における活用実績額は、350百万円であり、カバー率は1.36%。（カバー率：350÷25,672=1.36%）</p> <p>当該カバー率（1.36%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成29年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額の523百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成29年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。</p> $(523\text{百万円} \div 1.36\% = 38,355\text{百万円})$ <p>③ 研究開発税制の活用実績は、研究開発投資量や景気の変動等の様々な影響を受けることに留意が必要であり、税制改正前の適用見込み数と実績数の差にもその影響が見られる。また、高水準型には適用要件があり、総額型に比べ、前回評価時において予測に用いることができた企業サンプル数が少なかったため、実績と差が生じたものと考えられる。</p> <p>④ ご指摘のとおり修正したい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（平成29年度の法人住民税）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

②～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度の法人税及び法人住民税）が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（平成32年度及び33年度の法人税（総額型及び中小企業技術基盤強化税制））について、「総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020年頃に名目GDP600兆円達成」及び「民間研究開発投資を対GDP比3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年7.8%増加させる必要があることから、平成31年度税制改正要望内容に伴う適用金額に107.8%に相当する額を平成32年度推計値に、平成32年度推計値の107.8%に相当する額を平成33年度推計値とした。（平成30年度経済産業省アンケート調査に基づく試算）」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の減収額（平成31年度の法人住民税）について、「国税における適用額の推計のうち資本金1億円以下の法人分の推計額に法人住民税率（12.9%）を乗じた数を計上した」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 将来の減収額（平成31年度の法人税（総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型及びオープンイノベーション型））について、別紙2において、「総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について」の4（総額型）及び6（中小企業技術基盤強化税制）、「高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について」の4及び5（高水準型）並びに「オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について」の4（オープンイノベーション型）等に説明されているとおり、今般の要望内容を踏まえて減収額を増減されているが、いずれも算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標本調査第10表租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「10. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成26年度については当該統計調査においては9人（適用金額1百万円）、27年度については16人（適用金額1百万円）であることを把握している。また、29年度については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成29年度以降の適用数等は平成28年度の4人（適用金額1百万円）と同様と見込まれる。</p> <p>② 平成30年度の法人税の適用金額は、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成29年度推計値と同数と考えられる。（平成29年度の推計値は別紙2参照）また法人住民税については、平成30年度法人税の適用金額に法人住民税率（12.9%）を乗じた金額となる。算出は以下の通り。</p> <p>中小企業技術基盤強化税制（別紙1参照）（法人税額×12.9%）</p> $=387\text{億円} \times 12.9\%$ $=50\text{億円}$ <p>また、高水準型、オープンイノベーション型については平成30年度の法人税の適用金額に平成27、28年度の実績値（「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」から資本金1億円以下の法人分の推計割合を算出し、そこに法人住民税率を乗じた額になっている。（H30法人税額推計×（H27・28中小・大企業実績）×12.9%）</p> <p>高水準型</p> $=54\text{億円} \times (1.0\text{億円} + 0.8\text{億円}) \div (60\text{億円} + 45\text{億円}) \times 12.9\%$ $=0.12\text{億円}$

<p>オープンイノベーション型 $=85\text{億円} \times (0.7\text{億円} + 1.6\text{億円}) \div (39\text{億円} + 42\text{億円}) \times 12.9\%$ $=0.31\text{億円}$</p> <p>③ 2020年頃に名目GDP600兆円の実現を目指し、官民合わせた研究開発投資を対GDP4%以上とするには、民間研究開発投資額を2016年の13.3兆円から2020年18兆円（600兆円×3%）にする必要があり、5年間で平均7.8%増加し続ける事が必要となる。（約13.3兆円×1.078⁴＝約18兆円）</p> <p>④ 中小企業技術基盤強化税制については法人税額の将来推計の適用金額に法人住民税率（12.9%）を乗じた額となっている。算出は以下の通り。 中小企業技術基盤強化税制 $=439\text{億円} \times 12.9\%$ $=57\text{億円}$</p> <p>また、高水準型、オープンイノベーション型については法人税額の将来推計の適用金額について平成27、28年度の実績値（「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」）から資本金1億円以下の法人分の推計割合を算出し、そこに法人住民税率を乗じた額となっている。平成31年度の算出については以下の通り</p> <p>高水準型 全体推計×(H27・28中小実績)÷(H27・28中小・大企業実績)×12.9% $=22\text{億円} \times (1.0 + 0.8\text{億円}) \div (60\text{億} + 45\text{億円}) \times 12.9\%$ $=0.05\text{億円}$</p> <p>オープンイノベーション型 全体推計×(H27・28中小実績)÷(H27・28中小・大企業実績)×12.9% $=289\text{億円} \times (0.7 + 1.6\text{億円}) \div (39 + 42\text{億円}) \times 12.9\%$ $=1.1\text{億円}$</p> <p>⑤ 経済産業省平成30年度企業アンケートで得られた企業ごとの試験研究費等のデータをもとに、企業ごとに以下の試算を行った。</p> <p>1) オープンイノベーション型の拡充により、総額型からオープンイノベーション型へ新たに移行する額を計算し、オープンイノベーション型の改正減収見込み額を▲20,364百万円とした。</p> <p>2) 上記1)で求めたオープンイノベーション型への移行分を総額型から除いた上で、総額型及び中小企業技術基盤強化税制における控除上限引上げ（法人税額の25%から30%へ引上げ）及び控除率の延長・見直し（総額型の控除率の最大値を15%に引上げ）を踏まえ、総額型及び中小企業技術基盤強化税制の活用見込み額をそれぞれ計算した。</p> <p>3) 上記2)に加え、選択制である4つの上乗せ措置（総額型の既存の上乗せ措置、総額型の新たな上乗せ措置、中小企業者向けの上乗せ措置、高水準型）について、各企業は控除額が最大となるような措置を選択するものとして、活用見込み額を計算した。</p> <p>4) 上記2)及び3)の結果、総額型の改正減収見込み額を▲22,937百万円、中小企業技術基盤強化税制の改正減収見込み額を▲5,190百万円、高水準型の改正増収見込み額を+3,202百万円とした。なお、高水準型が増収見込みとなるのは、総額型上乗せ措置と高水準型の適用額が同額となる場合には、計算が簡素な総額型上乗せ措置を選択することと仮定したためである。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明では、「官民合わせた研究開発投資を対GDP4%以上とする」ために必要な減収額であり、どのような予測に基づいてその減収額に至るかの算定根拠が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤ 補足説明では、「1)」、「2)」、「3)」及び「4)」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。</p> <p>② 租税透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合93.2%、93.6%、90.9%（平成26年度から28年度までの法人税（高水準型））及び84.3%（平成26年度（オープンイノベーション型））は、8割超であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）に対する過去の直接的な効果について、「民間企業研究開発投資の対GDP比率は（中略）効果が見込まれる。」と説明されているが、過去の効果（対GDP研究開発投資比率の推移）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍に押し上げる効果があるとされている。この押し上げ倍率は、総額型が導入された際の平成15年度のデータに基づき、企業ごとの固有効果等については勘案した上で推定されており、他の要因の影響をできる限り排除しているものである。上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33倍）が、研究開発税制における総額型以外の措置にも当てはまるとすると、経済産業省平成30年度企業アンケート割戻して得られた平成29年度の研究開発税制の適用額をから、平成29年度における民間企業の研究開発投資押し上げ額は14,663億円（629,306百万円×2.33倍＝1,466,283百万円）と推定される。平成29年度（民間企業研究開発投資額実績は不明であるが、近年の民間企業研究開発投資額実績（約13兆円）と比較すると、その約1割は研究開発税制の押し上げ効果によるものと考えられ、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献していると言える。</p> <p>② 我が国民間企業の業種別研究開発投資は、事前評価書「10. 有効性等」に「記載しているとおり総務省「科学技術研究調査」によって確認できる。研究開発税制は企業が支出する研究開発費（税法上は試験研究費）に対して適用される制度であり、特定の業種や特定の者を想定した制度ではなく、租税特別措置の適用実態調査の業種別適用額等との比較においても、高水準型は、上位10社割合が8割超であったものの、オープンイノベーション型については、27年度以降、上位10社割合が低下しており、著しい差があるものではないことから、想定外に特定の業種や者に偏っているものではないと考えられる。</p> <p>③ 研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍に押し上げる効果があるとされている。この押し上げ倍率は、総額型が導入された際の平成15年度のデータに基づき、企業ごとの固有効果等については勘案した上で推定されており、他の要因の影響をできる限り排除しているものである。上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33倍）が、研究開発税制における総額型以外の措置にも当てはまるとすると、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の実績から、平成28年度における民間企業の研究開発投資押し上げ額は13,807億円（592,586百万円×2.33倍＝1,380,725百万円）と推定される。平成28年度の民間企業研究開発投資額133,183億円（実績）に対しては、約10.7%の押し上げ効果があり、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明では、達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）に対する過去の効果（平成29年度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「高水準型は、上位10社割合が8割超であったものの、オープンイノベーション型については、27年度以降、上位10社割合が低下しており、著しい差があるものではない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

③ 補足説明では、平成27年度から29年度までの民間研究開発投資の対GDP比の押し上げ率が明らかになっていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 未来投資戦略2017（閣議決定）や骨太の方針2018（閣議決定）等を背景として、民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にするためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要。</p> <p>研究開発税制は、(6)に記載のとおりこれまでも民間企業の研究開発投資への押し上げに貢献してきており、今後も民間企業の研究開発投資を押し上げることにより、目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）達成に寄与するものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「研究開発税制は、(6)に記載のとおりこれまでも民間企業の研究開発投資への押し上げに貢献してきており、今後も民間企業の研究開発投資を押し上げることにより、目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）達成に寄与するものと考えられる」との説明では、本特例措置の定量的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税 24) (法人住民税:義)(地方税 26)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にするという目標を着実に実現するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるべく、総額型の控除上限引上げ等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33 年度末まで)) ○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善 <p>また、破壊的イノベーションによって業界構造が今後更に大きく変わっていくことが見込まれる中、革新的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに対する支援の拡充等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ

		《関係条項》 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条、第 42 条の 4、第 68 条の 9
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～33 年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和 60 年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成 5 年度創設 ・総額型:平成 15 年度創設 ・高水準型:平成 20 年度創設 ・平成 26 年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率 5%から 5～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成 27 年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から 20%又は 30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成 29 年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ ○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善(以上、恒久措置) ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33 年度末まで))
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成 28 年度:18.4 兆円)の約 7 割(同:13.3 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。 具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする。</p>

	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5)未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○ 未来投資戦略2017[平成29年6月9日閣議決定]</p> <p>4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする～略～</p> <p>ii)我が国が強い分野への重点投資</p> <p>～略～民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p> <p>○ 未来投資戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援</p> <p>3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築</p> <p>・2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とする。</p> <p>3-2. ベンチャー支援強化</p> <p>・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第4章 地の社会実装</p> <p>(2)政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○目標</p> <p><研究開発投資の促進></p> <p>～略～官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(2)投資とイノベーションの促進</p> <p>① 科学技術・イノベーションの推進</p> <p>～略～民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済成長</p> <p>技術革新</p> <p>○ 第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5)未来に向けた研究開発投資の確保</p>

	<p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○ 未来投資戦略2017[平成29年6月9日閣議決定]</p> <p>4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする～略～</p> <p>ii)我が国が強い分野への重点投資</p> <p>～略～民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p> <p>○ 未来投資戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援</p> <p>3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築</p> <p>・2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とする。</p> <p>3-2. ベンチャー支援強化</p> <p>・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第4章 知の社会実装</p> <p>(2)政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○目標</p> <p><研究開発投資の促進></p> <p>～略～官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(2)投資とイノベーションの促進</p> <p>① 科学技術・イノベーションの推進</p> <p>～略～民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p>
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)</p>

		は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。また、平成 30 年度経済産業省アンケート調査では約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。												
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>○利用実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分)</p> <p>適用事業者(法人)数</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成 26 年度 3,707 法人(853 法人)</p> <p>平成 27 年度 3,581 法人(803 法人)</p> <p>平成 28 年度 3,568 法人(781 法人)</p> <p>平成 29 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成 26 年度 5,380 法人(5,368 法人)</p> <p>平成 27 年度 5,422 法人(5,408 法人)</p> <p>平成 28 年度 5,320 法人(5,302 法人)</p> <p>平成 29 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成 26 年度 130 法人(80 法人)</p> <p>平成 27 年度 142 法人(89 法人)</p> <p>平成 28 年度 150 法人(102 法人)</p> <p>平成 29 年度 63 法人(43 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 63 法人(43 法人)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型(拡充)></p> <p>平成 26 年度 161 法人(39 法人)</p> <p>平成 27 年度 250 法人(70 法人)</p> <p>平成 28 年度 397 法人(189 法人)</p> <p>平成 29 年度 468 法人(223 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 468 法人(223 法人)(見込み)</p> <p>※平成 26～28 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成 29、30 年度は、「平成 30 年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙1参照)。 なお、平成 30 年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成 29 年度と同数とした。</p> <p>○将来推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総額型</td> <td>3,714/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td> <td>6,004/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・高水準型</td> <td>63/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・オープンイノベーション型</td> <td>468/事業年度</td> </tr> </tbody> </table>		適用企業数	平成 31 年度		・総額型	3,714/事業年度	・中小企業技術基盤強化税制	6,004/事業年度	・高水準型	63/事業年度	・オープンイノベーション型	468/事業年度
	適用企業数													
平成 31 年度														
・総額型	3,714/事業年度													
・中小企業技術基盤強化税制	6,004/事業年度													
・高水準型	63/事業年度													
・オープンイノベーション型	468/事業年度													

		<p>平成 32 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 3,714/事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,004/事業年度 ・高水準型 63/事業年度 ・オープンイノベーション型 468/事業年度 <p>平成 33 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 3,714/事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,004/事業年度 ・高水準型 63/事業年度 ・オープンイノベーション型 468/事業年度 <p>※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。</p> <p>○業種別適用件数(実績)</p> <p>業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。</p> <p>○平成 28 年度総額型適用件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち資本金 1 億円以下の法人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>3,568</td> <td>781</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>2,520</td> <td>479</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>515</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>機械製造業</td> <td>321</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>262</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>249</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>225</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>162</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>786</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>352</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>335</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>181</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>180</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))</p> <p>○平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち資本金 1 億円以下の法人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>5,320</td> <td>5,302</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>3,338</td> <td>3,338</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>442</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>機械製造業</td> <td>410</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>428</td> <td>428</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>349</td> <td>347</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>139</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table>	業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)	総計	3,568	781	製造業	2,520	479	化学工業	515	85	機械製造業	321	68	電気機械	262	48	食料品	249	57	輸送用機械	225	21	金属製品	162	28	その他製造業	786	172	サービス業	352	120	卸売業	335	102	建設業	181	45	その他	180	35	業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)	総計	5,320	5,302	製造業	3,338	3,338	化学工業	442	440	機械製造業	410	408	電気機械	428	428	食料品	349	347	輸送用機械	139	139
業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)																																																																		
総計	3,568	781																																																																		
製造業	2,520	479																																																																		
化学工業	515	85																																																																		
機械製造業	321	68																																																																		
電気機械	262	48																																																																		
食料品	249	57																																																																		
輸送用機械	225	21																																																																		
金属製品	162	28																																																																		
その他製造業	786	172																																																																		
サービス業	352	120																																																																		
卸売業	335	102																																																																		
建設業	181	45																																																																		
その他	180	35																																																																		
業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)																																																																		
総計	5,320	5,302																																																																		
製造業	3,338	3,338																																																																		
化学工業	442	440																																																																		
機械製造業	410	408																																																																		
電気機械	428	428																																																																		
食料品	349	347																																																																		
輸送用機械	139	139																																																																		

金属製品	391	391
その他製造業	1,179	1,185
サービス業	656	655
卸売業	820	817
建設業	206	205
その他	300	287

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	150	102
製造業	93	51
化学工業	35	12
機械製造業	5	4
電気機械	17	10
食料品	6	6
輸送用機械	3	1
金属製品	2	2
その他製造業	25	16
サービス業	38	34
卸売業	12	10
建設業	2	2
その他	5	5

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	397	189
製造業	252	108
化学工業	60	20
機械製造業	25	13
電気機械	29	9
食料品	17	9
輸送用機械	24	4
金属製品	17	15
その他製造業	80	38
サービス業	66	39
卸売業	35	23
建設業	13	8
その他	31	11

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が 22.0%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が 4.1%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が 16.5%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。

○平成 28 年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	493,922	4,791
製造業	425,773	2,952
化学工業	86,431	1,128
機械製造業	36,182	238
電気機械	62,453	200
食料品	8,652	329
輸送用機械	154,325	79
金属製品	4,190	111
その他製造業	73,540	867
サービス業	7,101	1,196
卸売業	14,592	412
建設業	4,731	73
その他	41,725	158

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	26,010	25,671
製造業	20,853	20,703
化学工業	5,387	5,366
機械製造業	2,038	1,948
電気機械	2,759	2,759
食料品	1,781	1,772
輸送用機械	896	895
金属製品	1,372	1,372
その他製造業	6,620	6,591
サービス業	1,373	1,369
卸売業	2,703	2,690
建設業	498	415
その他	583	494

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度高水準型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	4,475	78
製造業	4,366	63
化学工業	4,068	46
機械製造業	2	2
電気機械	100	4
食料品	2	2
輸送用機械	12	2
金属製品	0	0
その他製造業	182	7
サービス業	100	9
卸売業	8	5
建設業	1	1
その他	0	0

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成28年度オープンイノベーション型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	4,193	160
製造業	3,355	97
化学工業	1,793	43
機械製造業	156	13
電気機械	302	3
食料品	36	7
輸送用機械	610	1
金属製品	7	6
その他製造業	451	24
サービス業	141	25
卸売業	342	30
建設業	28	5
その他	327	3

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成29年度調査結果(平成28年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.3兆円)のうち、製造業の割合は86.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(22.0%)」、「情報通信機械器具製造業(10.2%)」、「医薬品製造業(10.2%)」、「電気機械器具製造業(8.4%)」、「化学工業(6.4%)」となっているほか、非製造業の割合は13.1%となっている。

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税課税調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、平成28年の適用は4人

(適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成26年及び平成27年の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

②:適用額

○減収額実績

<総額型(拡充)>

平成26年度 5,281億円(51億円)

平成27年度 4,848億円(54億円)

平成28年度 4,939億円(48億円)

<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>

平成26年度 274億円(273億円)

平成27年度 267億円(266億円)

平成28年度 260億円(257億円)

<高水準型(延長)>

平成26年度 55億円(1.0億円)

平成27年度 60億円(1.0億円)

平成28年度 45億円(0.8億円)

<オープンイノベーション型(拡充)>

平成26年度 3億円(0.1億円)

平成27年度 39億円(0.7億円)

平成28年度 42億円(1.6億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計

	適用金額
平成31年度	
総額型	6,382億円
中小企業技術基盤強化税制	439億円
高水準型	22億円
オープンイノベーション型	289億円
平成32年度	
総額型	6,880億円
中小企業技術基盤強化税制	473億円
高水準型	22億円
オープンイノベーション型	289億円
平成33年度	
総額型	7,417億円
中小企業技術基盤強化税制	510億円
高水準型	22億円
オープンイノベーション型	289億円

※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成31年度、平成32年度、平成33年度は、平成30年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020年頃に名目GDP600兆円達成」及び「民間研究開発投資を対GDP比3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年7.8%増加させる必要があることから、平成31年度税制改正要望内容に伴う適用金額に107.8%に相当する額を平成32年度推

	<p>計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)</p> <p>(参考:地方税)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 47 億円 平成 27 年度 37 億円 平成 28 年度 34 億円</p> <p><高水準型(延長)> 平成 26 年度 0.14 億円 平成 27 年度 0.09 億円 平成 28 年度 0.06 億円</p> <p><オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 — 平成 27 年度 0.07 億円 平成 28 年度 0.21 億円</p> <p>(出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>57 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>61 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>66 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。</p>		適用金額	平成 31 年度		中小企業技術基盤強化税制	57 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 32 年度		中小企業技術基盤強化税制	61 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 33 年度		中小企業技術基盤強化税制	66 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円
	適用金額																										
平成 31 年度																											
中小企業技術基盤強化税制	57 億円																										
高水準型	0.05 億円																										
オープンイノベーション型	1.1 億円																										
平成 32 年度																											
中小企業技術基盤強化税制	61 億円																										
高水準型	0.05 億円																										
オープンイノベーション型	1.1 億円																										
平成 33 年度																											
中小企業技術基盤強化税制	66 億円																										
高水準型	0.05 億円																										
オープンイノベーション型	1.1 億円																										
③: 減収額	<p>○減収額実績</p> <p><総額型(拡充)> 平成 26 年度 5,281 億円(51 億円) 平成 27 年度 4,848 億円(54 億円) 平成 28 年度 4,939 億円(48 億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 274 億円(273 億円) 平成 27 年度 267 億円(266 億円) 平成 28 年度 260 億円(257 億円)</p> <p><高水準型(延長)> 平成 26 年度 55 億円(1.0 億円) 平成 27 年度 60 億円(1.0 億円)</p>																										

	<p>平成 28 年度 45 億円(0.8 億円)</p> <p><オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 3 億円(0.1 億円) 平成 27 年度 39 億円(0.7 億円) 平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td>6,382 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>439 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>22 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>289 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td>6,880 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>473 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>22 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>289 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td>7,417 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>510 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>22 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>289 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 31 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 107.8%に相当する額を平成 32 年度推計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)</p> <p>(参考:地方税)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 47 億円 平成 27 年度 37 億円 平成 28 年度 34 億円</p> <p><高水準型(延長)> 平成 26 年度 0.14 億円 平成 27 年度 0.09 億円 平成 28 年度 0.06 億円</p> <p><オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 — 平成 27 年度 0.07 億円</p>		適用金額	平成 31 年度		総額型	6,382 億円	中小企業技術基盤強化税制	439 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円	平成 32 年度		総額型	6,880 億円	中小企業技術基盤強化税制	473 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円	平成 33 年度		総額型	7,417 億円	中小企業技術基盤強化税制	510 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円
	適用金額																																
平成 31 年度																																	
総額型	6,382 億円																																
中小企業技術基盤強化税制	439 億円																																
高水準型	22 億円																																
オープンイノベーション型	289 億円																																
平成 32 年度																																	
総額型	6,880 億円																																
中小企業技術基盤強化税制	473 億円																																
高水準型	22 億円																																
オープンイノベーション型	289 億円																																
平成 33 年度																																	
総額型	7,417 億円																																
中小企業技術基盤強化税制	510 億円																																
高水準型	22 億円																																
オープンイノベーション型	289 億円																																

	<p>平成 28 年度 0.21 億円 (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>57 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>61 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>66 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。</p>		適用金額	平成 31 年度		中小企業技術基盤強化税制	57 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 32 年度		中小企業技術基盤強化税制	61 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 33 年度		中小企業技術基盤強化税制	66 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	
	適用金額																											
平成 31 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	57 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 32 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	61 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 33 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	66 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 回復基調にあった我が国の研究開発費の対GDP比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。 よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。</p> <p>対 GDP 研究開発投資比率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>3.50%</td> <td>3.43%</td> <td>3.52%</td> <td>3.50%</td> <td>3.57%</td> <td>3.66%</td> <td>3.55%</td> <td>3.42%</td> </tr> <tr> <td>民間企業研究開発投資額</td> <td>2.44%</td> <td>2.41%</td> <td>2.48%</td> <td>2.46%</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.56%</td> <td>2.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))</p> <p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3%以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 民間企業研究開発投資の対 GDP 比率は、リーマンショック後の大幅な落ち込みからは回復基調にあったが、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年</p>		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	研究開発投資総額	3.50%	3.43%	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	民間企業研究開発投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016																				
研究開発投資総額	3.50%	3.43%	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%																				
民間企業研究開発投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%																				

	<p>度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。また、研究開発投資の伸び率は主要国と比べて低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。 なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成 31 年度～平成 40 年度までの 10 年間に及ぼす効果として、①GDP 押し上げ効果 2 兆 4,298 億円、②雇用創出効果:約 30 万人、③税収効果:約 4,610 億円の効果が見込まれる。</p>
⑥: 税収減を是認する理由等	<p>第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍に押し上げる効果がある。平成 30 年度経済産業省アンケート調査でも、約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)が、研究開発税制における総額型以外の措置にも当てはまるとすると、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成 28 年度における民間企業の研究開発投資押し上げ額は 13,807 億円(592,586 百万円 × 2.33 倍 = 1,380,725 百万円)と推定される。 また、平成 28 年度の民間企業研究開発投資額 133,183 億円(実績)に対しては、約 10.7%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ 研究開発税制において、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブがききづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが必要であると考えられる</p> <p>○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現</p> <p>○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(33 年度末まで))</p> <p>○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33 年度末まで))</p> <p>研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型及び中小企業技術基盤強化税制に研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。この方策は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大させることが期待でき、「民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比3%」の目標の達成に資することから、維持・拡充が必要である。</p> <p>○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用</p>

		<p>期限の延長(3年間延長(33年度末まで))</p> <p>この上乗せ措置は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、「民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対 GDP 比 3%」の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等)</p> <p>○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ</p> <p>ベンチャー企業は通常、設立当初は赤字であることが多いが、我が国の研究開発税制は繰越控除が認められておらず、構造的に税制上の支援が行き渡りづらい。また、ベンチャー企業にとっては、量産化研究や実証研究を自社のみの技術・リソースでは完了することが困難であることが多いと言われている(いわゆる「死の谷」)。</p> <p>そのようなベンチャー企業と連携し、ベンチャー側に足りない技術を補完する事業会社を支援することや、ベンチャー企業が最初の成功の利益を元手に、より大きなビジョンに向けた更なる研究開発を進めることを支援することは、業種・分野・企業形態を問わず支援する観点から妥当であると考えられる。</p> <p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当であると考えられる。</p> <p>予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーションは企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。よって、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。</p> <p>研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。しかしながら、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが妥当であると考えられる。</p> <p>なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>

		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>総額型：恒久※ 上乗せ型；時限 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、一部時限措置</p> </td> <td> <p>2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ(20%→25%)、O1型の控除率の大幅な拡充(12%→20%または30%)ほか</p> <p>2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率6~14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか</p> </td> <td> <p>法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>恒久措置 内国購入法</p> </td> <td> <p>2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化(2016年より措置)</p> </td> <td> <p>法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異なる平均値算出</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>恒久措置 法人税法</p> </td> <td> <p>2008 大企業向け追加損金引上割合を引上(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加損金引上割合を引上げ(50%→75%；08fy→100%；11fy→125%12fy→130%；2015)</p> <p>2013 大企業向けの税額控除制度の導入(2016fyが税額控除に4.4%) 2018 大企業向け税額控除制度の控除率引上げ(11%→12%)</p> </td> <td> <p>法人実効税率 19.00%</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>恒久措置 フランス税法</p> </td> <td> <p>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。</p> </td> <td> <p>法人実効税率 33.33%</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別措置法</p> </td> <td> <p>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、他通控除率を適用(以前は、大企業と同率)</p> </td> <td> <p>法人実効税率 24.20%</p> </td> </tr> </table>			<p>総額型：恒久※ 上乗せ型；時限 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、一部時限措置</p>	<p>2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ(20%→25%)、O1型の控除率の大幅な拡充(12%→20%または30%)ほか</p> <p>2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率6~14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか</p>	<p>法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)</p>			<p>恒久措置 内国購入法</p>	<p>2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化(2016年より措置)</p>	<p>法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異なる平均値算出</p>			<p>恒久措置 法人税法</p>	<p>2008 大企業向け追加損金引上割合を引上(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加損金引上割合を引上げ(50%→75%；08fy→100%；11fy→125%12fy→130%；2015)</p> <p>2013 大企業向けの税額控除制度の導入(2016fyが税額控除に4.4%) 2018 大企業向け税額控除制度の控除率引上げ(11%→12%)</p>	<p>法人実効税率 19.00%</p>			<p>恒久措置 フランス税法</p>	<p>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。</p>	<p>法人実効税率 33.33%</p>			<p>恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別措置法</p>	<p>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、他通控除率を適用(以前は、大企業と同率)</p>	<p>法人実効税率 24.20%</p>
		<p>総額型：恒久※ 上乗せ型；時限 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、一部時限措置</p>	<p>2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ(20%→25%)、O1型の控除率の大幅な拡充(12%→20%または30%)ほか</p> <p>2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率6~14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか</p>	<p>法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)</p>																							
		<p>恒久措置 内国購入法</p>	<p>2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化(2016年より措置)</p>	<p>法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異なる平均値算出</p>																							
		<p>恒久措置 法人税法</p>	<p>2008 大企業向け追加損金引上割合を引上(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加損金引上割合を引上げ(50%→75%；08fy→100%；11fy→125%12fy→130%；2015)</p> <p>2013 大企業向けの税額控除制度の導入(2016fyが税額控除に4.4%) 2018 大企業向け税額控除制度の控除率引上げ(11%→12%)</p>	<p>法人実効税率 19.00%</p>																							
		<p>恒久措置 フランス税法</p>	<p>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。</p>	<p>法人実効税率 33.33%</p>																							
		<p>恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別措置法</p>	<p>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、他通控除率を適用(以前は、大企業と同率)</p>	<p>法人実効税率 24.20%</p>																							
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー(Appelt, S. et al. (2016))においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なる」とされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>																									
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号及び第292条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>																									
12	有識者の見解	—																									
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28 経産12)																									

平成 29 年度、平成 30 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 28 年度実績）

- ・総額型：
 - 適用件数：3,568（うち中小企業：781）
 - 適用総額：493,922 百万円（うち中小企業：4,791 百万円）
- ・中小企業技術基盤強化税制：
 - 適用件数：5,320（うち中小企業：5,302）
 - 適用総額：26,010 百万円（うち中小企業：25,671 百万円）
- ・高水準型：
 - 適用件数：150（うち中小企業：102）
 - 適用総額：4,475 百万円（うち中小企業：78 百万円）
- ・オープンイノベーション型：
 - 適用件数：397（うち中小企業：189）
 - 適用総額：4,193 百万円（うち中小企業：160 百万円）

[総額型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の総額型活用実績は、493,922 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型活用実績は、288,554 百万円であり、カバー率は、約 58.4%。
（カバー率：288,554/493,922=58.4%）
3. 当該カバー率（58.4%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型活用実績の 359,471 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。
（359,471 百万円÷58.4%=615,312 百万円）
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型適用件数は、343 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型適用件数の 357 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 29 年度における総額型の適用見込み件数とした。
（平成 29 年度推計件数：357÷9.6%=3,714 件）

[中小企業技術基盤強化税制]

○平成 30 年度中小企業アンケート調査（平成 29 年度実績）

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 38,355 百万円を現行制度の平成 29 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 5,986 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

- ・平成 29 年度適用件数
 - 大企業：5,986 × (14+18/5,408+5,302) = 18 件
 - ※試算方法：中小企業者等の H29 実績 × (H27 大企業実績+H28 大企業実績) / (H27 中小企業者等実績+H28 中小企業者等実績)
- ・平成 29 年度適用金額
 - 大企業：38,355 × (114+338/26,613+25,672) = 332 百万円
 - ※試算方法：中小企業者等の H29 実績 × (H27 大企業実績+H28 大企業実績) / (H27 中小企業者等実績+H28 中小企業者等実績)

[高水準型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

- ・平成 28 年度集計結果
 - 適用件数：12（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：8.0%）
 - 適用総額：2,264 百万円（カバー率：50.6%）

- ・平成 29 年度集計結果
 - 適用件数：5
 - 適用総額：2,757 百万円

- ・平成 29 年度推計件数：5÷8.0%=63
- 推計総額：2,757 百万円÷50.6%=5,450 百万円

[オープンイノベーション型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

- ・平成 28 年度集計結果
 - 適用件数：56（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：14.1%）
 - 適用総額：2,252 百万円（カバー率：53.7%）

- ・平成 29 年度集計結果
 - 適用件数：66
 - 適用総額：4,589 百万円

- ・平成 29 年度推計件数：66÷14.1%=468
- 推計総額：4,589 百万円÷53.7%=8,545 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成28年度の総額型の活用実績は、493,922百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成28年度の総額型活用実績は、288,554百万円であり、カバー率は、約58.4%。
(カバー率：288,554/493,922=58.4%)
3. 当該カバー率(58.4%)を経済産業省平成30年度企業アンケートで得られた、平成29年度の総額型活用実績の359,471百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成29年度における総額型の見込み額とした。
(359,471百万円÷58.4%=615,312百万円)
4. 平成31年度税制改正要望において、総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う平成31年度の活用見込み額を、経済産業省企業アンケートにおいて得られた平成29年度の試験研究費の額等を踏まえ638,249百万円の見込み額とした。
5. 総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う増減額は、▲22,937百万円の減収見込み額とした。なお、このうち▲3,202百万円については、高水準型からの移行分(後述)であるため、総額型の仕組み変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う実質的な増減額は▲19,735百万円である。
(注1)

(注)

1. 上記の試算における試験研究費割合が10%を超える場合の総額型控除上限上乗せ措置及び高水準型の適用については、控除額が最大となる制度を適用することとし、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素であることから、総額型控除上限上乗せ措置を適用することと仮定している。

(中小企業技術基盤強化税制)

6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額を▲5,190万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成31年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成28年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成28年度及び平成29年度の適用事業者数より、平成31年度の総額型適用見込事業者数(3,714社)を推計した。

(中小企業技術基盤強化税制)

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成31年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成28年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成28年度及び平成29年度の適用事業者数より、平成31年度の中小企業技術基盤強化税制適用見込事業者数(6,004社)を推計した。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の高水準の活用実績は、4,475 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の高水準型の実績は、2,264 百万円であり、カバー率は、約 50.6%。
(カバー率 : $2,264/4,475=50.6\%$)
3. 当該カバー率 (50.6%) を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の高水準活用実績の 2,757 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込み額とした。
($2,757 \text{ 百万円} \div 50.6\% = 5,450 \text{ 百万円}$)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、活用見込み額を 2,247 百万円とした。
5. これは、総額型控除上限上乘せ措置と高水準型は選択制であるため、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素である総額型控除上限上乘せ措置を適用することと仮定していることから、高水準型ではなく、総額型控除上限上乘せ措置の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから +3,202 百万円の増収見込み額としたためである。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 31 年度の適用見込事業者数 (63 社) とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度のオープンイノベーション型の活用実績は、4,193 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度のオープンイノベーション型の実績は、2,252 百万円であり、カバー率は、約 53.7%。
(カバー率 : $2,252/4,193=53.7\%$)
3. 当該カバー率 (53.7%) を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度のオープンイノベーション型活用実績の 4,589 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。
($4,589 \text{ 百万円} \div 53.7\% = 8,545 \text{ 百万円}$)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートから 20,364 百万円の見込み額とした。
5. オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う増減額は、▲ 20,364 百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 31 年度の適用見込事業者数 (468 社) とした。

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 本税制措置の目標達成時期については、2016年11月2日の未来投資会議において2018年に当該水準を達成することが目標に掲げられていたところ。他方で、足元2017年度の実績は約12兆円であり、引き続き中小企業の設備投資を後押しする必要があることから、2020年度を目途に可能な限り早期に当該水準を実現することを目標とする。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。
② 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。
③ 過去の適用数（平成27年度及び28年度の法人税）について、数値が記載されているが、本特例措置は平成29年度創設であるため、不要である。
【経済産業省の補足説明】
① ご指摘を踏まえ、事前評価書を修正した。
② 算定根拠については、「中小企業景況調査」を用いて、平成27年度から平成30年度までの間で全産業において設備投資を実施した事業者の割合の伸び率から、過去3年分の対前年比平均伸び率を算出（結果は-0.9%）。当該結果を踏まえ、平成28年度適用実態調査における適用件数73,705件に0.991を乗じて算出。特別償却と税額控除の内訳については、平成29年度は特別償却が38,589件、税額控除が34,453件と見込んでいる（いずれも内数）。
③ ご指摘を踏まえ、事前評価書を修正した。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。
② 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① (2) ②と同様の手法で計算すれば以下のとおり。
- | | |
|--------|----------------|
| 平成28年度 | 6,082件 |
| 平成29年度 | 6,027件 |
| 平成30年度 | 5,973件 |
| 平成31年度 | 5,919件 |
| 平成32年度 | 5,866件（いずれも内数） |
- ② (2) ②と同様の手法で計算すれば以下のとおり。
- | | |
|--------|------------------------------------|
| 平成30年度 | 72,384件（特別償却：38,241件、税額控除：34,143件） |
| 平成31年度 | 71,733件（特別償却：37,897件、税額控除：33,836件） |
| 平成32年度 | 71,087件（特別償却：37,556件、税額控除：33,531件） |
- （いずれも内数）

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（所得税）が把握されていない。
② 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、特別償却と税額控除の二つの措置ごとの内訳が明らかにされていない。なお、過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、数値が記載されているが、本特例措置は平成29年度創設であるため、不要である。
【経済産業省の補足説明】
① ご指摘を踏まえ、事前評価書を修正した。
② 平成29年度の法人税について、(2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。
平成29年度 1,171億円（特別償却：899億円、税額控除：273億円）（いずれも内数）
また、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税が151億円の減収（国税減収見込み額に法人住民税率0.129を乗じて算出）、法人事業税は86億円の減収（特別償却による減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率である0.067を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率である0.432を乗じて算出した数値を合計して算出）としている（いずれも内数）。
③ 内訳は上記②の（）内のとおり。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。
② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。
③ 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、特別償却と税額控除の二つの措置ごとの内訳が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① (2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。
平成28年度 1,035百万円
平成29年度 1,026百万円
平成30年度 1,016百万円

平成31年度 1,007百万円 平成32年度 998百万円 (いずれも内数)
② (2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。 平成30年度 1,160億円 (特別償却: 891億円、税額控除: 270億円) 平成31年度 1,150億円 (特別償却: 883億円、税額控除: 268億円) 平成32年度 1,140億円 (特別償却: 875億円、税額控除: 265億円) (いずれも内数)
③ 内訳は上記②の () 内のとおり。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標 (中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる) に対する過去の効果について、中小企業の設備投資額の推移のグラフを用いて説明されているが、各年度の金額が表示されていない。
② 達成目標 (中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる) に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており (平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。」と説明されているが、過去の効果 (中小企業の設備投資額の推移) から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 各年度の内訳は以下のとおり。 2007年度 13,853,237百万円 2008年度 10,702,249百万円 2009年度 9,134,076百万円 2010年度 10,702,855百万円 2011年度 9,834,493百万円 2012年度 9,302,642百万円 2013年度 10,048,078百万円 2014年度 10,633,348百万円 2015年度 11,937,785百万円 2016年度 11,817,422百万円 2017年度 11,934,151百万円
② 平成29年中小企業実態基本調査 (平成28年度決算実績) 確報によれば、平成28年度に中小企業投資促進税制等を利用して取得した設備の取得価額は合計1,978,334百万円 (特別償却1,219,455百万円、税額控除758,879百万円) となっており、これを基に租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成28年度版) から推計すると、約810,081百万円 (即時償却481,694百万円、税額控除328,388百万円) 分の資産が中小企業経営強化税制による取得価額と推計される。また、中小企業庁が平成30年度に実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合、設備投資を行わないと回答した企業が12.2%、設備投資を先延ばしし、既存の設備を使用し続けると回答した企業が59.6%を占めていることから、仮に本税制措置がなければ、相当程度の額の設備投資が取り止め、又は繰り延べられたものと考えられる。
【推計方法】
1. 中小企業実態基本調査 (平成28年度決算実績) ①特別償却による取得価額1,219,455百万円 ②税額控除による取得価額758,879百万円
2. 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成28年度版) ①中小企業投資促進税制 (特別償却) における上乗せ措置の適用額割合 59% (3,497億円/5,971億円) ②中小企業投資促進税制 (税額控除) における上乗せ措置の適用額割合 43% (119

億円/275億円)
3. 1. ①に占める少額減価償却資産の特例による取得価額 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成28年度版) における、中小企業投資促進税制 (特別償却) の適用額と少額減価償却資産の特例の適用額の合計金額に占める後者の金額の割合 (32.6%) を1. ①に乗じて、1. ①に占める少額減価償却資産の特例による取得価額を推計。結果は396,981百万円であり、1. ①から控除した822,474百万円が中小企業投資促進税制 (特別償却) による取得価額と推計される。
4. 中小企業経営強化税制による資産の取得価額 ①即時償却による取得価額 481,694百万円 (822,474百万円×59%) ②税額控除による取得価額 328,388百万円 (758,879百万円×43%)
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明では、平成28年度の直接的効果について説明されているが、本特例措置は平成29年度創設であるため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標 (中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる) に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかでない。
【経済産業省の補足説明】
① 中小企業庁が今年度実施したアンケートによれば、平成29年度に本税制措置を利用した中小企業とそうでない中小企業とで設備投資の状況を比較すると、平成27年度から平成29年度にかけての設備投資総額伸び率について前者は後者の約17倍、平成29年度の1社当たり設備投資総額について前者は後者の約2倍の水準となっている。また、同アンケートによれば、設備導入の決定に際し本税制措置が影響したと回答した企業は72%に達しており、本税制措置の達成目標の実現に向けて相当程度の寄与が見られるものと考えられる。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目 (6) 及び (7) に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】 欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	
	①: 政策評価の対象税目		(国税25・地方税28(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
	②: 上記以外の税目	—	
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【単独・ 主管 ・ 共管 】	
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる。	
		《要望の内容》 生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点等も踏まえつつ、適用期間を2年間延長し、必要な拡充を行う。	
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31	
		担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成29年3月迄の適用期間の延長) 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間平成31年3月まで)	
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日(2年間)	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経

			<p>営力の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>																				
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営革新・創業促進</p>																				
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>																				
10	有効性等	①: 適用数	<p>(単位:件)</p> <p>【法人税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>73,042</td> <td>72,384</td> <td>71,733</td> <td>71,087</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p> <p>【所得税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>6,027</td> <td>5,973</td> <td>5,919</td> <td>5,866</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成29	30	31	32	適用件数	73,042	72,384	71,733	71,087		平成29	30	31	32	適用件数	6,027	5,973	5,919	5,866
	平成29	30	31	32																			
適用件数	73,042	72,384	71,733	71,087																			
	平成29	30	31	32																			
適用件数	6,027	5,973	5,919	5,866																			
		②: 適用額																					

		【法人税】				
			平成 29	30	31	32
	適用額 (億円)		6,190	6,134	6,079	6,024
<p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成 28 年度）より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用額（通常措置と上乗せ措置の合算）から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>						
		【所得税】				
		平成 29	30	31	32	
	適用額 (百万円)	1,026	1,016	1,007	998	
<p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数（通常措置と上乗せ措置の合算）から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>						
③: 減収額		【法人税関係】				
			平成 29	30	31	32
	法人税 (億円)		1,171	1,160	1,150	1,140
	法人住民税 (億円)		151	150	148	147
	法人事業税 (億円)		86	86	85	84
<p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成 28 年度）より推計。なお、中小企業投資促進税制の減収額（通常措置と上乗せ措置の合算）から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>						
		【所得税】				
		平成 29	30	31	32	
	所得税 (百万円)	1,026	1,016	1,007	998	
<p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数（通常措置と上乗せ措置の合算）から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>						

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資は横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p>
		<p style="text-align: center;">中小企業の設備投資額の推移(兆円)</p> <p style="text-align: right;">(出典) 財務省「法人企業統計」</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業</p>

		<p>種を対象として、生産性の高い設備（機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており（平成28年度中小企業庁アンケートより）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用できることとされている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月（H28 経産12）

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資対キャッシュフロー比率の向上：80%程度水準まで改善させ、当該水準を維持する））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資実施企業割合の向上：30%以上の水準を維持する））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度水準を維持する））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 延長後の期限である平成32年度を目途に、可能な限り早期に達成することを目標とする。</p> <p>② 延長後の期限である平成32年度を目途に、可能な限り早期に達成することを目標とする。</p> <p>③ 延長後の期限である平成32年度を目途に、可能な限り早期に達成することを目標とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成27年度から29年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査（国税庁）によると、平成28年分は6082件、平成27年分は3674件となっている（いずれも内数）。なお、ご指摘を踏まえ事前評価書を修正した。</p> <p>② 算定根拠については、「中小企業景況調査」を用いて、平成27年度から平成30年度までの間で全産業において設備投資を実施した事業者の割合の伸び率から、過去3年分の対前年比平均伸び率を算出（結果は-0.9%）。当該結果を踏まえ、平成28年度適用実態調査における適用件数73,705件に0.991を乗じて算出。特別償却と税額控除の内訳については、平成29年度は特別償却が38,589件、税額控除が34,453件と見込んでいる（いずれも内数）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数（平成27年度及び28年度の法人税）について、特別償却分及び特別控</p>

除分の内訳が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。</p>																
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (2) ②と同様の手法で計算すれば以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr><td>平成28年度</td><td>6,082件</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>6,027件</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>5,973件</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>5,919件</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>5,866件（いずれも内数）</td></tr> </table> <p>② (2) ②と同様の手法で計算すれば以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr><td>平成30年度</td><td>72,384件</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>71,733件</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>71,087件（いずれも内数）</td></tr> </table>	平成28年度	6,082件	平成29年度	6,027件	平成30年度	5,973件	平成31年度	5,919件	平成32年度	5,866件（いずれも内数）	平成30年度	72,384件	平成31年度	71,733件	平成32年度	71,087件（いずれも内数）
平成28年度	6,082件															
平成29年度	6,027件															
平成30年度	5,973件															
平成31年度	5,919件															
平成32年度	5,866件（いずれも内数）															
平成30年度	72,384件															
平成31年度	71,733件															
平成32年度	71,087件（いずれも内数）															
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数（平成27年度及び28年度の法人税）について、特別償却分及び特別控除分の内訳が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>																

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）の内訳として、特別償却分及び特別控除分の減収額が明らかにされていない。</p>						
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査（国税庁）によると、平成28年分は1,035百万円（内数）、平成27年分は619百万円（内数）となっている。なお、ご指摘を踏まえ事前評価書を修正した。</p> <p>② 平成29年度の法人税について、(2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr><td>平成29年度</td><td>1,171億円（特別償却：899億円、税額控除：273億円）（いずれも内数）</td></tr> </table> <p>なお、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込み額に法人住民税0.129を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率である0.067を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率である0.432を乗じて算出した数値を合計して算出している（いずれも内数）。</p> <p>また、過去の減収額（平成27年度及び平成28年度）について、特別償却分及び特別控除分の内訳は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr><td>平成27年度</td><td>825億円（特別償却：571億円、税額控除：254億円）</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,182億円（特別償却：907億円、税額控除：275億円）</td></tr> </table>	平成29年度	1,171億円（特別償却：899億円、税額控除：273億円）（いずれも内数）	平成27年度	825億円（特別償却：571億円、税額控除：254億円）	平成28年度	1,182億円（特別償却：907億円、税額控除：275億円）
平成29年度	1,171億円（特別償却：899億円、税額控除：273億円）（いずれも内数）					
平成27年度	825億円（特別償却：571億円、税額控除：254億円）					
平成28年度	1,182億円（特別償却：907億円、税額控除：275億円）					
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>						

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）の内訳として、特別償却分及び特別控除分の減収額が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。</p> <p>平成28年度 1,035百万円 平成29年度 1,026百万円 平成30年度 1,016百万円 平成31年度 1,007百万円 平成32年度 998百万円（いずれも内数）</p> <p>② (2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。</p> <p>平成30年度 1,160億円（特別償却：891億円、税額控除：270億円） 平成31年度 1,150億円（特別償却：883億円、税額控除：268億円） 平成32年度 1,140億円（特別償却：875億円、税額控除：265億円）（いずれも内数）</p> <p>なお、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込み額に法人住民税率0.129を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率である0.067を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率である0.432を乗じて算出した数値を合計して算出している（いずれも内数）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資対キャッシュフロー比率の向上：80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する））に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となり（平成28年度中小企業庁アンケートより）、中小企業の設備投資を着実に後押ししている」と説明されているが、過去の効果（設備投資対キャッシュフロー比率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資実施企業割合の向上：30%以上の水準を維持する））に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となり（平成28年度中小企業庁アンケートより）、中小企業の設備投資を着実に後押ししている」と説明されているが、過去の効果（設備投資実施企業割合）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する））に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となり（平成28年度中小企業庁アンケートより）、中小企業の設備投資を着実に後押ししている」と説明されているが、過去の効果（生産・営業用設備判断DI）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の</p>
--

<p>影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年中小企業実態基本調査（平成28年度決算実績）確報によれば、平成28年度に中小企業投資促進税制等を利用して取得した設備の取得価額は合計1,978,334百万円（特別償却1,219,455百万円、税額控除758,879百万円）となっており、これを基に租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度版）から推計すると、約771,272百万円（特別償却340,781百万円、税額控除430,491百万円）分の資産が中小企業投資促進税制による取得価額と推計される。また、中小企業庁が平成30年度に実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合、設備投資を行わないと回答した企業が12.2%、設備投資を先延ばしし、既存の設備を使用し続けると回答した企業が59.6%を占めていることから、仮に本税制措置がなければ、相当程度の額の設備投資が取り止め、又は繰り延べられ、備考欄でご指摘の設備投資対キャッシュフロー比率も相当程度落ち込んだものと考えられる。</p> <p>【推計方法】</p> <p>1. 中小企業実態基本調査（平成28年度決算実績）</p> <p>①特別償却による取得価額1,219,455百万円 ②税額控除による取得価額758,879百万円</p> <p>2. 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度版）</p> <p>①中小企業投資促進税制（特別償却）における通常措置の適用額割合 41%（2,474億円/5,971億円） ②中小企業投資促進税制（税額控除）における通常措置の適用額割合 57%（156億円/275億円）</p> <p>3. ①に占める少額減価償却資産の特例による取得価額 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度版）における、中小企業投資促進税制（特別償却）の適用額と少額減価償却資産の特例の適用額の合計金額に占める後者の金額の割合（32.6%）を1.①に multiplying、1.①に占める少額減価償却資産の特例による取得価額を推計。結果は396,981百万円であり、1.①から控除した822,474百万円が中小企業投資促進税制（特別償却（通常措置と上乗せ措置の合計））による取得価額と推計される。</p> <p>4. 中小企業投資促進税制による資産の取得価額</p> <p>①特別償却による取得価額 340,781百万円（822,474百万円×41%） ②税額控除による取得価額 430,491百万円（758,879百万円×57%）</p> <p>② 平成30年度に中小企業庁が実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合の影響を調査したところ、設備投資を行わないと回答した中小企業が12.2%、設備投資を先延ばしし既存の設備を使用し続けると回答した中小企業が59.6%を占めており、本税制措置がなければ設備投資判断に相当程度の悪影響が及ぶと考えられる。</p> <p>③ 平成30年度に中小企業庁が実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合の影響を調査したところ、設備投資を行わないと回答した中小企業が12.2%、設備投資を先延ばしし既存の設備を使用し続けると回答した中小企業が59.6%を占めており、本税制措置がなければ設備投資判断に相当程度の悪影響が及び、需要に応じた設備形成が阻害された可能性があると考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、設備投資対キャッシュフロー比率に、どの程度影響を与えたのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、設備投資実施企業割合に、どの程度影響を与えたのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、生産・営業用設備判断DIに、どの程度影響を与えたのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資対キャッシュフロー比率の向上：80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する））に対する将来の効果（平成30年度第Ⅱ四半期から32年度まで）が予測されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資対キャッシュフロー比率の向上：80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する））に対する将来の効果（設備投資対キャッシュフロー比率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資実施企業割合の向上：30%以上の水準を維持する））に対する将来の効果（平成30年度第Ⅱ四半期から32年度まで）が予測されていない。</p> <p>④ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資実施企業割合の向上：30%以上の水準を維持する））に対する将来の効果（設備投資実施企業割合）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する））に対する将来の効果（平成30年度第Ⅱ四半期から32年度まで）が予測されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する））に対する将来の効果（生産・営業用設備判断DI）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業庁が実施したアンケート調査によれば、平成27年度から平成29年度のうちに本税制措置を利用した企業の設備投資総額の推移を見てみると、本税制措置を利用しなかった企業と比べてより多くの設備投資を行う傾向（平成29年度における1社当たり設備投資額で見れば約2倍、平成27年度から平成29年度における設備投資総額の伸び率で見れば約13倍）にあり、引き続き達成目標の達成に寄与することが見込まれる。</p> <p>② 本税制措置で見込まれる効果は①のとおり。また、中小企業庁が平成30年度に実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合、設備投資を行わないと回答した企業が12.2%、設備投資を先延ばしし、既存の設備を使用し続けると回答した企業が59.6%を占めていることから、仮に本税制措置がなくなれば、相当程度の額の設備投資が取り止め、又は繰り延べられ、備考欄でご指摘の設備投資対キャッシュフロー比率も相当程度落ち込むものと考えられる。</p> <p>③ 中小企業庁が実施したアンケート調査によれば、平成27年度から平成29年度のうちに本税制措置を利用した企業の設備投資総額の推移を見てみると、本税制措置を利用しなかった企業と比べてより多くの設備投資を行う傾向（平成29年度における1社当たり設備投資額で見れば約2倍、平成27年度から平成29年度における設備投資総額の伸び率で見れば約13倍）にあり、引き続き達成目標の達成に寄与することが見込まれる。</p> <p>④ 本税制措置で見込まれる効果は③のとおり。また、中小企業庁が平成30年度に実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合、設備投資を行わないと回答した企業が12.2%、設備投資を先延ばしし、既存の設備を使用し続けると回答した企業が59.6%を占めていることから、仮に本税制措置がなくなれば、相当程度の額の設備投資が取り止め、又は繰り延べられ、備考欄でご指摘の設備投資対キャッシュフロー比率も相当程度落ち込むものと考えられる。</p>

<p>⑤ 中小企業庁が実施したアンケート調査によれば、平成27年度から平成29年度のうちに本税制措置を利用した企業の設備投資総額の推移を見てみると、本税制措置を利用しなかった企業と比べてより多くの設備投資を行う傾向（平成29年度における1社当たり設備投資額で見れば約2倍、平成27年度から平成29年度における設備投資総額の伸び率で見れば約13倍）にあり、引き続き達成目標の達成に寄与することが見込まれる。</p> <p>⑥ 本税制措置で見込まれる効果は⑤のとおり。また、中小企業庁が平成30年度に実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合、設備投資を行わないと回答した企業が12.2%、設備投資を先延ばしし、既存の設備を使用し続けると回答した企業が59.6%を占めていることから、仮に本税制措置がなくなれば、相当程度の額の設備投資が取り止め、又は繰り延べられ、備考欄でご指摘の設備投資対キャッシュフロー比率も相当程度落ち込むものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、設備投資対キャッシュフロー比率に、どの程度影響を与えるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、設備投資実施企業割合に、どの程度影響を与えるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、生産・営業用設備判断DIに、どの程度影響を与えるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(2)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(国税26、地方税31(自動運動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)のできるもの。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8
		法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設
		平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8 ^{トン} 以上→3.5 ^{トン} 以上)
		平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長)
		平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長)
		平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ
		平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ
	平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品	

		の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成26年度 3年間の延長(平成29年3月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月迄の適用期間の延長)
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日(2年間)
9	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経営力の向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的的位置付け 中小企業・地域経済 経営革新・創業促進
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。																												
10	有効性等	①: 適用数 (単位: 件)	<p>【法人税】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>63,342</td> <td>73,705</td> <td>73,042</td> <td>72,384</td> <td>71,733</td> <td>71,087</td> </tr> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p> <p>【所得税】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,674</td> <td>6,082</td> <td>6,027</td> <td>5,973</td> <td>5,919</td> <td>5,866</td> </tr> </table> <p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成27	28	29	30	31	32	適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087		平成27	28	29	30	31	32	適用件数	3,674	6,082	6,027	5,973	5,919	5,866
	平成27	28	29	30	31	32																									
適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087																									
	平成27	28	29	30	31	32																									
適用件数	3,674	6,082	6,027	5,973	5,919	5,866																									
		②: 適用額	<p>【法人税】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用額 (億円)</td> <td>3,901</td> <td>6,246</td> <td>6,190</td> <td>6,134</td> <td>6,079</td> <td>6,024</td> </tr> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p> <p>【所得税】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>619</td> <td>1,035</td> <td>1,026</td> <td>1,016</td> <td>1,007</td> <td>998</td> </tr> </table> <p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成27	28	29	30	31	32	適用額 (億円)	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024		平成27	28	29	30	31	32	適用額 (百万円)	619	1,035	1,026	1,016	1,007	998
	平成27	28	29	30	31	32																									
適用額 (億円)	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024																									
	平成27	28	29	30	31	32																									
適用額 (百万円)	619	1,035	1,026	1,016	1,007	998																									
		③: 減収額	<p>【法人税関係】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> </table>		平成27	28	29	30	31	32																					
	平成27	28	29	30	31	32																									

			法人税(億円)	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140																																																																																																															
			法人住民税(億円)	106	152	151	150	148	147																																																																																																															
			法人事業税(億円)	55	87	86	86	85	84																																																																																																															
			(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。なお、中小企業投資促進税制の減収額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。																																																																																																																					
			【所得税】																																																																																																																					
				平成27	28	29	30	31	32																																																																																																															
			所得税 (百万円)	619	1,035	1,026	1,016	1,007	998																																																																																																															
			(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。																																																																																																																					
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。																																																																																																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年・期</th> <th colspan="2">設備投資対キャッシュフロー比率</th> <th colspan="2">設備投資実施企業割合</th> <th colspan="2">生産・営業用設備判断D1</th> </tr> <tr> <th>I</th> <th>年間</th> <th>年間</th> <th>年間</th> <th>年間</th> <th>年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">20年</td> <td>I</td> <td>71</td> <td>年間</td> <td>26.0</td> <td>年間</td> <td>2</td> <td>年間</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>71.8</td> <td>平均値</td> <td>25.0</td> <td>平均値</td> <td>4</td> <td>平均値</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>71.9</td> <td rowspan="2">70.8</td> <td>26.1</td> <td rowspan="2">25.0</td> <td>5</td> <td rowspan="2">5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>68.4</td> <td>22.9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">21年</td> <td>I</td> <td>64.8</td> <td>年間</td> <td>19.0</td> <td>年間</td> <td>18</td> <td>年間</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>62.2</td> <td>平均値</td> <td>19.5</td> <td>平均値</td> <td>20</td> <td>平均値</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>55.8</td> <td rowspan="2">58.8</td> <td>19.1</td> <td rowspan="2">19.6</td> <td>19</td> <td rowspan="2">18.5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>52.5</td> <td>20.7</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">22年</td> <td>I</td> <td>51.1</td> <td>年間</td> <td>21.2</td> <td>年間</td> <td>13</td> <td>年間</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>51.1</td> <td>平均値</td> <td>23.2</td> <td>平均値</td> <td>12</td> <td>平均値</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>55.1</td> <td rowspan="2">53.1</td> <td>24.7</td> <td rowspan="2">23.6</td> <td>9</td> <td rowspan="2">10.5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>55.2</td> <td>25.2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">23年</td> <td>I</td> <td>52.8</td> <td>年間</td> <td>24.9</td> <td>年間</td> <td>7</td> <td>年間</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>53.8</td> <td>平均値</td> <td>22.8</td> <td>平均値</td> <td>8</td> <td>平均値</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>49.9</td> <td rowspan="2">52.2</td> <td>23.5</td> <td rowspan="2">23.6</td> <td>6</td> <td rowspan="2">6.5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>52.2</td> <td>23.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断D1		I	年間	年間	年間	年間	年間	20年	I	71	年間	26.0	年間	2	年間	II	71.8	平均値	25.0	平均値	4	平均値	III	71.9	70.8	26.1	25.0	5	5	IV	68.4	22.9	9	21年	I	64.8	年間	19.0	年間	18	年間	II	62.2	平均値	19.5	平均値	20	平均値	III	55.8	58.8	19.1	19.6	19	18.5	IV	52.5	20.7	17	22年	I	51.1	年間	21.2	年間	13	年間	II	51.1	平均値	23.2	平均値	12	平均値	III	55.1	53.1	24.7	23.6	9	10.5	IV	55.2	25.2	8	23年	I	52.8	年間	24.9	年間	7	年間	II	53.8	平均値	22.8	平均値	8	平均値	III	49.9	52.2	23.5	23.6	6	6.5	IV	52.2	23.0	5
年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断D1																																																																																																																			
	I	年間	年間	年間	年間	年間																																																																																																																		
20年	I	71	年間	26.0	年間	2	年間																																																																																																																	
	II	71.8	平均値	25.0	平均値	4	平均値																																																																																																																	
	III	71.9	70.8	26.1	25.0	5	5																																																																																																																	
	IV	68.4		22.9		9																																																																																																																		
21年	I	64.8	年間	19.0	年間	18	年間																																																																																																																	
	II	62.2	平均値	19.5	平均値	20	平均値																																																																																																																	
	III	55.8	58.8	19.1	19.6	19	18.5																																																																																																																	
	IV	52.5		20.7		17																																																																																																																		
22年	I	51.1	年間	21.2	年間	13	年間																																																																																																																	
	II	51.1	平均値	23.2	平均値	12	平均値																																																																																																																	
	III	55.1	53.1	24.7	23.6	9	10.5																																																																																																																	
	IV	55.2		25.2		8																																																																																																																		
23年	I	52.8	年間	24.9	年間	7	年間																																																																																																																	
	II	53.8	平均値	22.8	平均値	8	平均値																																																																																																																	
	III	49.9	52.2	23.5	23.6	6	6.5																																																																																																																	
	IV	52.2		23.0		5																																																																																																																		

				24年	I	52.4	年間	25.0	年間	5	年間	
				II	52.3	平均値	28.3	平均値	6	平均値		
				III	54.0	52.9	29.1	27.7	6	5.8		
				IV	52.9		28.2		6			
				25年	I	53.7	年間	31.5	年間	6	年間	
				II	55.6	平均値	33.0	平均値	5	平均値		
				III	55.4	55.0	33.9	33.9	3	3.5		
				IV	55.4		37.0		0			
				26年	I	54.9	年間	37.7	年間	-1	年間	
				II	54.8	平均値	35.9	平均値	0	平均値		
				III	56.0	54.8	36.7	37.0	-1	-0.8		
				IV	53.7		37.8		-1			
				27年	I	55.4	年間	38.0	年間	-2	年間	
				II	53.9	平均値	38.4	平均値	0	平均値		
				III	54.7	55.0	38.6	38.5	-1	-1.0		
				IV	55.9		39.1		-1			
				28年	I	55.3	年間	37.6	年間	-2	年間	
				II	56.4	平均値	38.8	平均値	-2	平均値		
				III	55.1	55.4	39.9	39.1	-3	-2.5		
				IV	54.9		40.1		-3			
29年	I	55.3	年間	40.8	年間	-3	年間					
II	53.7	平均値	40.6	平均値	-5	平均値						
III	53.3	54.3	40.4	40.5	-5	-5						
IV	54.8		40.3		-7							
30年	I	55.1		41.5		-7						
<p>(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>												
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の</p>											

												設備投資を着実に後押ししている。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スベック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>									
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>また、中小企業経営強化税制については、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置(即時償却等)を利用できる税制となっている。</p>									
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>									
12	有識者の見解		-									
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月(H28 経産 12)									

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（平成31年第4四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額Iの変動幅を可能な限り小さいものにするとともに、売上額Iを安定的に向上させる）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成すべき水準については、前回の消費税率の引き上げ時（平成26年第2 四半期）の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額Iの変動幅の平均（-17.9）より、平成31年第4四半期の当該変動幅を可能な限り小さいものにするとともに、消費税率引き上げ後においても売上額Iを安定的に向上させることを目標としている。</p> <p>② 次回の消費税引上げ後一定期間に亘って、上記①が達成されることを目標とする。</p> <p>③ ご指摘を踏まえ、修正した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 「平成31年第4四半期の当該変動幅を可能な限り小さいものにする」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「次回の消費税引上げ後一定期間に亘って」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成27年度から29年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査によれば、平成28年度の適用数は182者、27年度の適用数は241者。なお、ご指摘を踏まえ事前評価書を修正した。</p> <p>② 算定根拠については、「中小企業景況調査」を用いて、平成27年度から平成30年度までの間で中小商業・サービス業において設備投資を実施した事業者の割合の伸び率から、過去3年分の対前年比平均伸び率を算出（結果は-0.7%）。当該結果を踏まえ、平成28年度適用実態調査における適用件数4,500件に0.993を乗じて算出。特別償却と税額控除の内訳については、平成29年度は特別償却が804件、税額控除が3664件と見込んでいる。</p> <p>また、過去の適用数（平成27年度及び28年度の法人税）の特別償却分及び税額控除分</p>

<p>の内訳は以下のとおり。</p> <p>平成27年度 4,892件（特別償却：912件、税額控除：3,980件）</p> <p>平成28年度 4,500件（特別償却：810件、税額控除：3,690件）</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目(2)及び(3)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数は、(2) ②と同様の手法により、以下のとおり見込んでいる。</p> <p>平成28年度 182者</p> <p>平成29年度 181者</p> <p>平成30年度 179者</p> <p>平成31年度 178者</p> <p>平成32年度 177者</p> <p>ご指摘を踏まえ事前評価書にも旨を記載した。</p> <p>② (2) ②と同様の手法により算出している。内訳は以下のとおり。</p> <p>平成30年度 4,437件（特別償却：799件、税額控除：3,639件）</p> <p>平成31年度 4,406件（特別償却：793件、税額控除：3,613件）</p> <p>平成32年度 4,375件（特別償却：788件、税額控除：3,588件）</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）の内訳として、特別償却分及び特別控除分の減収額が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査によれば、平成28年度の減収額は20百万円、27年度の減収額は26百万円。なお、ご指摘を踏まえ事前評価書を修正した。</p> <p>② 平成27年度及び平成28年度については適用実態調査における適用額をもとに算出。平成29年度については(2) ②と同様の方法で算出。</p> <p>内訳はそれぞれ以下のとおり。</p> <p>平成27年度 特別償却：12億円、税額控除、15億円</p> <p>平成28年度 特別償却：7億円、税額控除、14億円</p> <p>平成29年度 特別償却：6.9億円、税額控除、13.8億円</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目(4)及び(5)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。

② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）の内訳として、特別償却分及び特別控除分の減収額が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 将来の減収額は、(2) ②と同様の手法により、以下のとおり見込んでいる。

平成28年度	20百万円
平成29年度	19.9百万円
平成30年度	19.7百万円
平成31年度	19.6百万円
平成32年度	19.4百万円

ご指摘を踏まえ事前評価書にも同旨を記載した。

② (2) ②と同様の手法により、以下のとおり見込んでいる。

平成30年度	特別償却	6.9億円	税額控除	13.8億円
平成31年度	特別償却	6.9億円	税額控除	13.7億円
平成32年度	特別償却	6.8億円	税額控除	13.6億円

なお、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込み額に法人住民税率0.129を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率である0.067を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率である0.432を乗じて算出した数値を合計して算出している。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する過去の効果について、中小企業・サービス業の売上高DIの推移のグラフを用いて説明されているが、各四半期のポイントの数値が表示されていない。

② 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する過去の直接的な効果について、「本税制は、商工会議所等から（中略）業務の効率化を図った等の活用実績が見られる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

① ご指摘を踏まえ以下のとおりグラフを作成した。

	H26				H27				H28				H29				H30
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I
卸売業	-4.5	-33	-12.4	-16.4	-13.6	-12.9	-10.3	-9.4	-13.1	-15.7	-15.9	-19.3	-13.4	-11.1	-9.8	-12.6	-12.4
小売業	-19.7	-36.6	-28.5	-29.1	-26.5	-25.1	-21.8	-23	-26.7	-27.3	-26.5	-25.7	-23.7	-23.3	-25	-23.9	-19.5
サービス業	-13.8	-16.7	-16	-15.7	-13.3	-13.3	-12.4	-11.6	-15.1	-17.4	-15.2	-15.5	-14	-10.4	-11.4	-12	-14.2

② 中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者は92%に達している。また、同アンケートによれば、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録していることから、本税制措置の達成目標に対して直接的な効果があったものと考えられる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する将来の効果（平成30年度第II四半期から32年度まで）が予測されていない。

② 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する将来の効果について、中小企業・サービス業の売上高DIの推移のグラフを用いて説明されているが、平成30年度第I四半期の数値が表示されていない。

③ 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する将来の直接的な効果について、「本税制は、商工会議所等から（中略）業務の効率化を図った等の活用実績が見られる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者は92%に達しており、直接的な効果があったものと考えられる。また、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録しているところ。今後も、消費税上げとそれによる需要の冷え込みに備え、経営改善に取り組む事業者からの利用が見込まれる。

② (6) ①を参照。

③ 中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者は92%に達している。また、同アンケートによれば、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録していることから、本税制措置の達成目標に対して直接的な効果があったものと考えられる。

【点検結果】

① 補足説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の拡充及び延長
2	対象税目	(国税27・地方税29(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>消費税率の引上げを見据えつつ、中小企業の防災・減災対策を促進する観点も踏まえながら、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税</p> <p>租税特別措置法第10条の5の2 租税特別措置法施行令第5条の6の2 租税特別措置法施行規則第5条の10)</p> <p>法人税</p> <p>租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4 租税特別措置法施行令第27条の12の3、第39条の45の4 租税特別措置法施行規則第20条の8、第22条の30)</p>
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成25年度 創設 平成27年度 2年間の延長(平成29年3月迄の適用期間の延長) 平成29年度 2年間の延長(平成31年3月迄の適用期間の延長)
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～32年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。))について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情

		<p>勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。具体的には、平成31年第4四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIの変動幅を可能な限り小さいものとするともに、消費税率引き上げ後においても売上額DIを安定的に向上させることを目標とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成24年3月30日閣議決定)</p> <p>・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税率の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税率の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成24年10月26日)</p> <p>・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p>														
		②: 政策体系における政策目的的位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化													
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>消費税率の引上げ及びこれにより懸念される経済情勢の悪化に伴う中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>													
10	有効性等	①: 適用数 (単位:件)														
		<p>《法人税》</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>4,892</td> <td>4,500</td> <td>4,469</td> <td>4,437</td> <td>4,406</td> <td>4,375</td> </tr> </table> <p>(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。</p>		平成27	28	29	30	31	32	適用数	4,892	4,500	4,469	4,437	4,406	4,375
	平成27	28	29	30	31	32										
適用数	4,892	4,500	4,469	4,437	4,406	4,375										

②: 適用額	(単位:億円)						
		平成 27	28	29	30	31	32
	適用額	81	55	55	54	54	54
(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。 【所得税】							
	平成 27	28	29	30	31	32	
適用数	241 者	182 者	181 者	179 者	178 者	177 者	
	平成 27	28	29	30	31	32	
適用額	26 百万円	20 百万円	19.9 百万円	19.7 百万円	19.6 百万円	19.4 百万円	
(出典) 申告所得税標本調査等より推計							
③: 減収額	(単位:億円)						
		平成 27	28	29	30	31	32
	法人税	27	21	21	21	21	20
法人住民税	3.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	
法人事業税	1.2	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。 【所得税】							
	平成 27	28	29	30	31	32	
減収額	26 百万円	20 百万円	19.9 百万円	19.7 百万円	19.6 百万円	19.4 百万円	
(出典) 申告所得税標本調査等より推計							
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》						
	これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った例等があり、経営改善に資する投資が行われている。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの声も寄せられている。 平成 29 年度の売上高DIは、平成 28 年度と比較し改善傾向。設備投資を行った事業者についても、平成 29 年度は平成 28 年度と比較し増加傾向にある。						

⑤: 税収減を是認する理由等	<中小商業・サービス業の売上額DIの推移> 	
	(出典: 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」) <中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合> 	
(出典: 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制は、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。		
本税制は、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。 これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図		

			った等の活用実績が見られており、中小商業・サービス業の安定化・活性化に有効な措置である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、設備投資に当たり、商工会議所等のアドバイス機関から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としていること、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置（即時償却等）を利用できる税制となっている。</p> <p>これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化等を通じて、地域経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月 (H28 経産 15)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）は、政策目的（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 貸倒引当金は、商取引において発生する金銭債権の貸倒れという不測の事態に備えるものであり、本特例措置は、中小企業による共同販売事業等を行う組合が貸倒れの発生によって経営悪化しないよう、組合に引当金の繰り入れを促すことで、組合の貸倒れリスクへの対応力を確保する措置である。そのため、組合の業務内容、資金需要、経済状況、及びこれらを踏まえた組合の経営判断に影響を受けるものであることから達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>② 貸倒れは経済情勢の影響等により発生状況が大きく異なり、将来発生するであろう金銭債権の規模や貸倒れの発生状況等を予測することができないため、本特例措置によって達成すべき水準（目標値）を定量的に示すことや、達成時期（目標達成時期）を示すことは困難である。</p> <p>③ 全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査の結果、平成29年度に貸倒引当金を計上した組合（9,892）のほぼ全ての組合（9,759）が本特例措置を利用して貸倒引当金の割増計上を行い、貸倒れリスクへの対応強化を図っているなど、実施状況を明らかにしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成27年度から29年度までの法人税）について、「全国中小企業団体中央会調査による推計」と説明されているが、推計に係る算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 貸倒引当金の繰り入れを行っている組合数（貸引繰入実施）については、組合総数に、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果から得られた貸倒引当金の繰り入れを行っている組合の割合（実施割合）を乗じて推計した。</p> <p>本特例措置を利用している組合数（割増特例利用）については、上記で推計した貸倒引当金の繰り入れを行っている組合数に、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調</p>

査結果から得られた、貸倒引当金の繰り入れを行っている組合の中で本特例措置を利用している組合の割合を乗じて推計した。

<組合総数>

平成27年度 29,154組合

平成28年度 28,970組合

平成29年度 28,696組合

<貸倒引当金の繰り入れ及び本特例措置を利用している組合の割合>

※全国中小企業団体中央会サンプル調査

平成27年度

・貸倒引当金の繰り入れ 25.5% (554組合/2,169組合)

・本特例措置の利用 96.0% (532組合/554組合)

平成28年度

・貸倒引当金の繰り入れ 37.2% (671組合/1,800組合)

・本特例措置の利用 93.1% (625組合/671組合)

平成29年度

・貸倒引当金の繰り入れ 34.4% (594組合/1,723組合)

・本特例措置の利用 98.7% (586組合/594組合)

(注) 上記に記載した割合(%)は小数点第2位以下を四捨五入して記載しているが、事前評価書に記載した組合数の推計に際しては、小数点第2位以下の数値も入れて算出している。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「全国中小企業団体中央会調査による推計」と説明されているが、推計に係る算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成30～32年度の組合総数は、平成29年度の組合総数の前年度減少率（▲0.95%）で推移すると仮定して推計した。</p> <p>平成30～32年度の貸倒引当金の繰り入れを行っている組合数（貸引繰入実施）は、上記で推計した組合総数に、全国中小企業団体中央会が行った平成29年度の適用状況に係るサンプル調査結果から得られた貸倒引当金の繰り入れを行っている組合の割合（実施割合）を乗じて推計した。</p> <p>平成30～32年度の本特例措置を利用している組合数（割増特例利用）は、上記で推計した貸倒引当金の繰り入れを行っている組合数（貸引繰入実施）に、平成29年度の適用状況に係る全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果から得られた、貸倒引当金の繰り入れを行っている組合の中で本特例措置を利用している組合の割合を乗じて推計した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「全国中小企業団体中央会調査による推計」と説明されているが、推計に係る算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(2)の補足説明で推計した本特例措置を利用している組合数（割増特例利用）に、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果から得られた1組合あたりの</p>

割増特例平均額を乗じて割増特例総額を推計し、これに組合に適用される法人税率等を乗じて推計した。

<本特例措置を使用している組合数（推計）>
 平成27年度 7,137組合
 平成28年度 10,059組合
 平成29年度 9,759組合

<1組合あたりの割増特例平均額>
 平成27年度 192千円
 平成28年度 210千円
 平成29年度 158千円
 (注) 上記に記載した金額は千円以下を四捨五入して記載しているが、事前評価書に記載した減収額の推計に際しては、千円以下の数値も入れて算出している。

<税率>
 法人税19%、法人住民税12.9%、法人事業税所得割4.6%、地方法人特別税43.2%

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「全国中小企業団体中央会調査による推計」と説明されているが、推計に係る算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
 ① 上記(3)の補足説明で推計した本特例措置を利用している組合数（割増特例利用）に、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果から得られた平成29年度の1組合あたりの割増特例平均額を乗じて割増特例総額を推計し、これに組合に適用される法人税率等を乗じて推計した。

<本特例措置を使用している組合数（推計）>
 平成30年度 9,666組合
 平成28年度 9,574組合
 平成29年度 9,483組合

<1組合あたりの割増特例平均額>
 平成30～32年度 158千円（平成29年度と同額）
 (注) 上記に記載した金額は千円以下を四捨五入して記載しているが、事前評価書に記載した減収額の推計に際しては、千円以下の数値も入れて算出している。

<税率>
 法人税19%、法人住民税12.9%、法人事業税所得割4.6%、地方法人特別税43.2%

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
 なお、過去の効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約2.9万円（平成29年度の法人税の減収額29,200万円及び同年度の適用数9,759件から算出）であり、これを踏まえて本特例措置が達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）にどのように寄与するのかを明らかにする必要がある。

【経済産業省の補足説明】
 ① 全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査の結果、平成27～29年度の3年間で26,955組合が本特例措置を利用して5,022百万円の引当金積増を行っており、貸倒リスクへの対応強化を図っている。

	H27FY	H28FY	H29FY	3年間合計
割増特例利用組合	7,137	10,059	9,759	26,955
適用額（百万円）	1,371	2,113	1,538	5,022

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
 なお、将来の効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約2.9万円（平成32年度の法人税の減収額28,400万円及び同年度の適用数9,483件から算出）であり、これを踏まえて本特例措置が達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）にどのように寄与するのかを明らかにする必要がある。

【経済産業省の補足説明】
 ① 全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査の結果、平成30～32年度の3年間で28,723組合が本特例措置を利用して4,535百万円の引当金積増を行うと見込まれ、貸倒リスクへの対応強化が促進される。

	H30FY(見込)	H31FY(見込)	H29FY(見込)	3年間合計
割増特例利用組合	9,666	9,574	9,483	28,723
適用額（百万円）	1,532	1,509	1,494	4,535

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税 28・地方税 32(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合(事業協同小組合及び協同組合連合会を含む)及び商工組合(商工組合連合会を含む)(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額を10%増しとすることが認められているところ。 《要望の内容》 本税制の割増措置の適用期限を2年間(平成32年度末まで)延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第57条の9、第68条の59 同法施行令 第33条の7、第39条の86
	担当部局	経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和25年度 貸倒準備金制度創設 昭和39年度 貸倒引当金への変更 昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%) 昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%) 平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 平成17年度 2年延長 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長 平成23年度 1年延長 平成24年度 3年延長 貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等) 組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%) 平成27年度 2年延長 平成29年度 2年延長 組合等の割増率の縮減(割増率12%→10%)
	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日(2年間)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 組合は、中小企業等が、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的に設立されたものである。 そのため、組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。 《政策目的の根拠》 ○中小企業法(昭和38年法律第154号) (交流又は連携及び共同化の推進) 第18条 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。 ○中小企業憲章(2010年6月18日閣議決定) 2. 基本原則 一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する 「資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。」
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、参考指標として、中小企業者の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。 【資金繰りDIの推移(前年同月比)】 平成25年3月期 ▲19.2 平成28年3月期 ▲13.0 平成25年9月期 ▲13.2 平成28年9月期 ▲13.9 平成26年3月期 ▲5.8 平成29年3月期 ▲10.3 平成26年9月期 ▲14.7 平成29年9月期 ▲9.3 平成27年3月期 ▲13.5 平成30年3月期 ▲8.7 平成27年9月期 ▲13.3 ※ 出典:全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」 (調査対象:2,600組合の役員)

10	有効性等	①: 適用数	適用件数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では「本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができないため、全国中小企業団体中央会調査によると次のとおり。																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (見込)</th> <th>H31 (見込)</th> <th>H32 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合総数</td> <td>29,154</td> <td>28,970</td> <td>28,696</td> <td>28,424</td> <td>28,155</td> <td>27,888</td> </tr> <tr> <td>貸引繰入実施 (実施割合)</td> <td>7,434 (25.5%)</td> <td>10,799 (37.2%)</td> <td>9,892 (34.4%)</td> <td>9,798 (34.4%)</td> <td>9,705 (34.4%)</td> <td>9,613 (34.4%)</td> </tr> <tr> <td>割増特例利用</td> <td>7,137</td> <td>10,059</td> <td>9,759</td> <td>9,666</td> <td>9,574</td> <td>9,483</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出典: 全国中小企業団体中央会調査による推計。</p>		H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)	組合総数	29,154	28,970	28,696	28,424	28,155	27,888	貸引繰入実施 (実施割合)	7,434 (25.5%)	10,799 (37.2%)	9,892 (34.4%)	9,798 (34.4%)	9,705 (34.4%)	9,613 (34.4%)	割増特例利用	7,137	10,059	9,759	9,666	9,574	9,483
			H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)																							
		組合総数	29,154	28,970	28,696	28,424	28,155	27,888																							
		貸引繰入実施 (実施割合)	7,434 (25.5%)	10,799 (37.2%)	9,892 (34.4%)	9,798 (34.4%)	9,705 (34.4%)	9,613 (34.4%)																							
割増特例利用	7,137	10,059	9,759	9,666	9,574	9,483																									
②: 適用額	(単位: 百万円)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (見込)</th> <th>H31 (見込)</th> <th>H32 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>1,371</td> <td>2,113</td> <td>1,538</td> <td>1,523</td> <td>1,509</td> <td>1,494</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出典: 全国中小企業団体中央会調査による推計。</p>		H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)	適用額	1,371	2,113	1,538	1,523	1,509	1,494																
	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)																									
適用額	1,371	2,113	1,538	1,523	1,509	1,494																									
③: 減収額	(単位: 百万円)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (見込)</th> <th>H31 (見込)</th> <th>H32 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>260</td> <td>401</td> <td>292</td> <td>289</td> <td>287</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>34</td> <td>52</td> <td>38</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>90</td> <td>139</td> <td>102</td> <td>100</td> <td>99</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出典: 全国中小企業団体中央会調査による推計。</p>		H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)	法人税	260	401	292	289	287	284	法人住民税	34	52	38	37	37	37	法人事業税	90	139	102	100	99	99		
	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)																									
法人税	260	401	292	289	287	284																									
法人住民税	34	52	38	37	37	37																									
法人事業税	90	139	102	100	99	99																									
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者の資金繰りDIについて、前回要望時から改善しているもののマイナスで推移しており、プラスに転じていない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、貸倒引当金は組合の判断で貸倒実績等に基づき引き当てられ、貸倒の発生予測も困難であることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額等と比較することは困難である。</p>																														
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>本税制措置により財務基盤を強化することにより、組合の共同事業の破綻、およびそれに起因する中小企業の連鎖倒産を回避するとともに、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p>																														
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることが																												

		<p>ら、そのリスクは個々の組合員の事業存続に基大な影響を及ぼす。</p> <p>そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28 経産13)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置
税 目	法人事業税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、法人事業税の二重課税の発生を回避するものであり、回避されなかった場合は、託送供給を利用する新規参入者の競争阻害要因となり、それをもって公平な競争環境が損なわれることになる。よって、目標値を定量的に示すことには馴染まないと考え。</p> <p>② ①と同様、達成すべき時期を示すことには馴染まないと考え。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数11件（平成29年度）が前回評価時の将来予測5件とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年4月からガス小売の全面自由化が開始され、前回評価時においては、全面自由化による新規参入者数を予測することが困難であったため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から33年度まで）について、「資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例については、法人事業税本体が収入金課税となっている事業者について二重課税の発生を回避するため措置していただいているところ。平成29年度実績から見込みが少なくなっているのは、平成30年度税制改正（法人事業税の対象事業者の見直し）によって、実績のある3社について、法人事業税が収入金課税から所得課税に変更されたため。なお、実績値等の算定に際しては、平成27、28年度において託送供給実績（託送収益明細表により確認）のある事業者をリストアップし、平成29年度実績（託送供給依頼者、託送供給量、託送収益）についてアンケート調査を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額206百万円（平成29年度）が前回評価時の将来予測55百万円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年4月からガス小売の全面自由化が開始され、前回評価時においては、全面自由化による新規参入者の託送供給依頼量を予測することが困難であったため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成30年度から33年度まで）について、「平成30年度～33年度は見込み」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の減収額213百万円（平成30年度）が過去の実績43百万円（平成28年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の見込みについては、これまでの託送供給依頼実績や平成29年度のスイッチング（需要家がガスの購入先を既存のガス会社から新規参入者へ切り替え）率を参考に算定。また、託送供給料金に乗じている税率は、収入金課税の税率1.2888%。</p> <p>② 平成29年4月からガス小売の全面自由化が開始され、前回評価時においては、全面自由化による新規参入者の託送供給依頼量を予測することが困難であったため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明では、将来の減収額の算定基礎である将来の適用額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する過去の効果（平成25年度から29年度まで）について、新規参入者による託送量が記載されているが、その算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する過去の直接的な効果について、「課税標準が異なる（収入金額と所得）ガス小売事業者の課税の公平性が確保され、事業者間の競争が活性化するとともに、料金の低廉化が図られる」と説明されているが、過去の効果（新規参入者による託送量）から、他の政策集団や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成25～28年度の託送量については、実績のある5社へのアンケート調査により算定。平成29年度の託送量については、平成27、28年度において託送供給実績（託送収益明細表により確認）のある事業者をリストアップし、平成29年度実績（託送供給依頼者、託送供給量、託送収益）についてアンケート調査を行った。</p> <p>② 本特例措置は、法人事業税の二重課税の発生を回避するものであり、回避されなかった場合は、託送供給を利用する新規参入者の競争阻害要因となるもの。なお、本特例措置については、新規参入者である電気事業者（収入金課税）から、平成28年度の税制改正要望時においても、本特例措置の恒久化を求める要望がなされていることから、本特例措置は効果を有していることが確認できる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、法人事業税の二重課税の発生を回避するものであり、回避されなかった場合は、託送供給を利用する新規参入者の競争阻害要因となり、公平な競争環境が整備されなくなる。</p> <p>また、適用件数は、8件と僅少であるが、同一事業者によるガス市場への参入がより進み託送供給依頼量が増加することが十分に想定されることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと言える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果（新規参入者による託送量）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

補足説明（減収見込額算定の考え方）

1. 託送供給実績のある事業者を抽出

- ✓ ガス事業法において託送供給義務が課されている「一般ガス導管事業者（198社）」及び「特定ガス導管事業者（25社）」について、毎年度公表が義務づけられている「託送収支計算書」における「託送収益明細表」（平成27、28年度）を確認し、託送供給実績のある事業者を抽出。
- ✓ 一般ガス導管事業者については、7事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、大多喜ガス、東海ガス、大和ガス、九州ガス）、特定ガス導管事業者については、12事業者（石油資源開発、静浜パイプライン、JX エルエヌジーサービス、エア・ウォーター、秋田県天然瓦斯輸送、南富士パイプライン、日本海洋石油資源開発、川崎ガスパイプライン、オンサイト・エネルギー・サービス静岡、ガスネットワーク吉田、瀬戸内パイプライン、水島エルエヌジー）が該当。

2. 託送供給実績の内訳について、事業者にアンケート調査

- ✓ 「託送収益明細表」は毎年度公表されるが、託送供給量や託送収益は合計値のみが記載され、託送供給依頼者の情報（会社ごとの情報）は非公表（記載されていない）であるため、平成29年度の託送供給収益の内訳について、アンケート調査を実施。
- ✓ この結果、平成29年度において、託送供給を依頼している事業者（収入金課税の事業者）は、11事業者であることを確認（このうち3社は、平成30年度税制改正により法人事業税が所得課税に変更になったため、平成30年度の適用数は8社）。
- ✓ これら11社の託送供給量及び託送収益を確認し、減収税額を算定。

3. 平成30～33年度見込み値算定の考え方

- ✓ これまでの託送供給依頼実績や平成29年度のスイッチング（需要家がガスの購入先を既存のガス会社から新規参入者へ切り替え）率（量）を参考に算定。
- ✓ 具体的には、適用数8社のうち5社においては、平成27～平成29年度までの託送供給依頼実績において託送供給依頼量の変動が少ないことから、平成29年度実績値を平成30～33年度それぞれの見込み値として算定。残り3社においては、電気事業における新電力のシェアの推移（低圧分野）を参考にしつつ、平成30年度について、平成29年度と同程度のスイッチングが進むと想定し、平成29年度実績値に平成28年度から平成29年度の増加分を追加して見込み値を算定。平成31、32年度については、平成29年度の半数程度のスイッチングが進むと想定し、平成28年度から平成29年度の増加分の1/2を各年度に追加して見込み値を算定。
- ✓ これらを踏まえ、託送供給量（百万MJ）について、平成30年度79,915、平成31年度83,747、平成32年度87,579、平成33年度91,412と算定。
- ✓ 託送供給料金に乗じている税率は、収入金課税の税率1.2888%。

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税15)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合、法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、平成34年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項
5	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成25～33年度
7	創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 以降、平成22年度、25年度、28年度にそれぞれ3年間の延長
8	適用又は延長期間	3年間 (平成31年4月1日～平成34年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向け市場への参入の促進を図る(ガスシステム改革)。 《政策目的の根拠》 ・「エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)」 第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第2節 2030年に向けた政策対応 7. エネルギーシステム改革の推進 (2)ガスシステム改革の推進
		②: 政策体系における政策目的の位置付け エネルギー・環境 電力・ガス

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。											
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。											
10	有効性等	①: 適用数 平成25～28年度:5社 平成29年度:11社 平成30～33年度:8社 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)											
		②: 適用額 適用額(百万円)＝控除託送料金(百万円) 平成25年度:3,127、平成26年度:3,101、平成27年度:3,211、 平成28年度:3,303、平成29年度:15,992、平成30年度:16,532、 平成31年度:18,212、平成32年度:19,892、平成33年度:21,572 ※平成25～29年度は実績、平成30年度～33年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)											
	③: 減収額 減収額(百万円)＝控除託送料金(百万円)×税率 平成25年度:40、平成26年度:40、平成27年度:41、 平成28年度:43、平成29年度:206、平成30年度:213、 平成31年度:235、平成32年度:256、平成33年度:278 ※平成25～29年度は実績、平成30年度～33年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)												
	④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (政策目的の達成状況) 新規参入者による託送量 (単位:百万メガジュール) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>託送量</td> <td>67,437</td> <td>62,644</td> <td>70,275</td> <td>73,653</td> <td>110,122</td> </tr> </tbody> </table> 新規参入者による託送量は増加しつつあり、自由化市場の拡大に寄与している。平成29年度の小売全面自由化により、今後、新規参入者のみならず一般ガス導管事業者同士の競争も活性化され、託送量の拡大が見込まれる。 (達成目標の実現状況) ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられていることにより、上述のとおり、新規参入者による託送量が増加しつつあり、これらについての課税の公平性を確保できている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 課税標準が異なる(収入金額と所得)ガス小売事業者の課税の公平性が確保され、事業者間の競争が活性化するとともに、料金の低廉化が図られる。	年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	託送量	67,437	62,644	70,275	73,653	110,122
	年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)							
託送量	67,437	62,644	70,275	73,653	110,122								
⑤: 税収減を是認する理由等 ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税収減とすることの有効性が認められる。													

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額」を収入金額から控除することは、収入金額を課税標準としないガス小売事業者との課税の公平性の観点から、公平なコスト環境の下での競争を実現するものであり、妥当なものである。</p> <p>なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となる。</p> <p>自前のガス導管を所有しないガス小売事業者の託送料金に係る事業税が控除されない場合、ガス導管網を所有するガス小売事業者（一般ガス導管事業者等）に比べ、事業税額に相当する分のコストが割高になるという競争上不利な条件に置かれることになり、その結果として、事業機会が損なわれる可能性が生じる。</p> <p>したがって、事業機会が損なわれないよう、特例措置によって、ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備することにより、地域の活性化につなげることができる。</p>
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 (H27 経産 20)	